

官報

号外 昭和二十六年五月二十九日

○第十回衆議院會議録第四十三号

昭和二十六年五月二十八日(月曜日)
開議日 第四十二号

午後二時開議

第一 国土緑化推進に関する決議案(森幸太郎君外十一名提出)

第二 自転車競技法を廃止する法律案(河田賢治君外二十四名提出)

●本日の会議に付し事件

計量法案(内閣提出、参議院同付)

信用金庫法施行法案(本院提出、参議院同付)

公営住宅法案(本院提出、参議院同付)

北海道的開港法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日韓第一 国土緑化推進に関する決議案(森幸太郎君外十一名提出)

司法省立法の一部を改正する法律案(法務委員長提出)

会期延長の件

税理士法案(川野芳満君外四名提出)

午後二時四十八分開議
○議長(林義治君) これより会議を開きます。

○議長(林義治君) 参議院から、内閣提出、計量法案、本院提出、信用金庫法施行法案、本院提出、公営住宅法案が同付せられました。この際議事日程に追加して逐次右同付案を議題となすに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられます。

計量法案(内閣提出、参議院同付)

○議長(林義治君) まず計量法案の参議院同付案を議題といたします。

計量法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに同付する。

昭和二十六年五月二十八日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 林義治

(小字及び一は参議院修正)

計量法案の一部を次のように修正する。

(組織)

第二百十條 計量行政審議会は、会

長一人及び委員二十四人以内で組織する。

2 会長及び委員は、関係行政機関の職員〇〇のうちから、通商産業大臣が任命する。

第二百十二條 専門の事項を調査させるため、計量行政審議会に、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員〇〇のうちから、通商産業大臣が任命する。

○議長(林義治君) 本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

信用金庫法施行法案(本院提出、参議院同付)

○議長(林義治君) 次に信用金庫法施行法案の参議院同付案を議題といたします。

信用金庫法施行法案

右の貴院提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに同付する。

信用金庫法施行法案

昭和二十六年五月二十八日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 林義治

(小字及び一は参議院修正)

信用金庫法施行法案の一部を次のように修正する。

(中小企業等協同組合法の改正)

法律第二十号の二の一部を次のように改正する。

第七十六條第二項第四号及び第五号の次に改める。

二 地方公共団体その他の債権者としての債権の預金又は定期預金の受入

五 組合員と生計を一にする配偶者その他の関係の預金又は定期預金の受入

六 前号に掲げる者に対する預金又は定期預金の預託と受入の預金

第七十七條第五項中「第二項を」を「第二項第一号から第四号まで」に改める。

第七十八條第一項中「若しくは」を「若しくは、若しくは」に改める。

第七十九條第一項中「若しくは」を「若しくは、若しくは」に改める。

(協同組合による金融事業に関する法律の改正)

第二條 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二條の見出しを「(認可)」に改め、同條中「大蔵大臣」を「行政庁」に「(免許)」を認可に改める。

第四條第一号中「商工組合中央金庫」の下に「信用金庫、信用金庫連合会」を加え、「又は信用協同組合への預金、貯金又は金銭信託を」若しくは信用協同組合への預金、貯金若しくは金銭信託又は郵便貯金」に改め、同條第二号を次のように改め、第三号を削る。

二 国債、地方債又は大蔵大臣の定める有価証券の取得

第六條中「第十二條から第十四條まで(監査員、役員、職員、監査員及び合併の認可)を」を「第十二條(監査員、第十四條(合併の認可)」に、「第十三條を」を「第二十九條」に改め、同條に次の一項を加える。

2 前項の場合において、銀行法第二十條、第十四條及び第十九條から第二十六條まで並びに貯蓄銀行法第十六條の規定中「主務大臣」とあるのは「行政庁」と、銀行法第二十三條、第二十四條及び第二十七條中「営業の免許」とあるのは「事業の認可」と読み替えるものとする。

第六條の次に次の一條を加える。

(所管行政庁)

第六條の二 この法律中「行政庁」とあるのは、都道府県の区域をこえる区域を地区とする信用協同組合については大蔵大臣、その他の信用協同組合については都道府県知事とする。

2 大蔵大臣は、政令の定めるところにより、この法律による権限の一部を地方支分部局の長又は都道府県知事に委任することができる。

第七條中「代理人、使用人その他の従業員を五千円以下の罰金」を「又は代理人を一年以下の懲役又は十万円以下の罰金」に改める。

第八條中「十万円」を「十万円に、」を「官庁を」に改める。

第九條中「十万円以上十億円を」を「一万円に、」を「主務大臣を」を「行政庁」に改め、同條第一号中「又は第十

三條」を削る。

(現存する信用協同組合等)

第一條 この法律施行の際現に存する信用協同組合及び中小企業等協同組合法第七十七條第一項第一号の事業を行つた協同組合連合会(以下「組合」と略称する)については、○改正前の協同組合による金融事業に関する法律の規定は、この法律施行の日から起算して一年間は、なおその効力を有する。
(金庫への組織変更)

第三條 前條の組合は、同條の期間内に總會(総代会を設けている組合にあつては總代会)の議決を経て、信用協同組合にあつては、信用金庫法(昭和二十六年法律第百九十一号)による信用金庫と、中小企業等協同組合法第七十七條第一項第一号の事業を行つた協同組合連合会にあつては、信用金庫法による信用金庫連合会となることができる。

2 前項の規定により信用金庫又は信用金庫連合会(以下「金庫」と略称する)となる場合において、その組合の定款、組織その他の事項が信用金庫法又はこれに基づく命令の規定に反するときは、定款の変更その他必要な行為をしなければならぬ。

3 第一項の規定により金庫となる場合においては、当該組合の役員又は總代は、引き続き金庫のこれに相当する役員又は總代となるものとし、その任期は、組合の役員又は總代の任期期間とする。但し、その任期期間がその金庫の役員又は總代の任期をこえるときは、当該任期とする。

4 第二項の規定により信用金庫となるものについては、昭和二十七年九月三十日までは、信用金庫法第五條第一項第一号中「二千万円」とあるのは「七百万円」と、第二号中「五百万円」とあるのは「三百万円」と読み替へるものとする。

第四條 前條第一項の規定による金庫への組織変更は、同條同項の期間内に、金庫の主たる事務所の所在地において、信用金庫法第六十五條第二項の事項を登記することによつて、その効力を生ずる。

2 前項の登記については、信用金庫法第六十五條第三項、第七十四條第一項、第七十五條第一項及び第二項並びに第七十六條の規定を準用する。

3 第一項の登記の申請書には、その組合の主たる事務所の所在地で登記する場合を除いて、その組合の登記簿の謄本を添附しなければならない。

4 組合の主たる事務所の所在地で、第一項の規定による登記をしたときは、登記官又は、職務で、その組合の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

5 組合の主たる事務所の所在地以外の地で、第一項の規定による登記をしたときは、登記官又は、その組合の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に對し、その旨を通知しなければならない。

6 第四項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。

7 登記官又は、第四項(前項)において準用する場合を含む)の手續をしたときは、その組合の従たる事務所の所在地を管轄する登記所に對し、その旨を通知しなければならない。

8 第四項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。

第五條 組合が第三條第一項の規定により金庫となつたときは、その金庫は、信用金庫法第五十三條又は第五十四條の規定にかかわらず、その組合の組合員で組合を脱退したものに對し、組織変更の際に存した貸付を継続することができ、(財産承継の場合の金融機関再建整備法の適用)

第六條 組合の財産を承継した金庫は、金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)第三十七條の八第一項(調整勘定)及び第四十二條の二から第四十二條の五まで(退職金の規定の適用)については、これらの規定の定める調整金融機関からその事業の全部又は一部の譲渡を受けた金融機関とみなす。
(金庫とならない組合に対する経過措置)

第七條 第三條の組合であつて同條の期間内に金庫とならないものは、改正前の中小企業等協同組合法第七十六條第一項及び第七十七條第五項の規定により行つた業務に関する契約は、改正後の協同組合法第七十七條の規定によりなされたものとみなす。

第九條 第三條の組合であつて同條の期間内に金庫とならないものは、改正前の中小企業等協同組合法第七十六條第一項及び第七十七條第五項の規定により行つた業務に関する契約は、改正後の協同組合法第七十七條の規定によりなされたものとみなす。

第十條 第三條の組合であつて同條の期間内に金庫とならないものは、改正前の中小企業等協同組合法第七十六條第一項及び第七十七條第五項の規定により行つた業務に関する契約は、改正後の協同組合法第七十七條の規定によりなされたものとみなす。

第十一條 第三條の組合であつて同條の期間内に金庫とならないものは、改正前の中小企業等協同組合法第七十六條第一項及び第七十七條第五項の規定により行つた業務に関する契約は、改正後の協同組合法第七十七條の規定によりなされたものとみなす。

第十二條 第三條の組合であつて同條の期間内に金庫とならないものは、改正前の中小企業等協同組合法第七十六條第一項及び第七十七條第五項の規定により行つた業務に関する契約は、改正後の協同組合法第七十七條の規定によりなされたものとみなす。

第十三條 第三條の組合であつて同條の期間内に金庫とならないものは、改正前の中小企業等協同組合法第七十六條第一項及び第七十七條第五項の規定により行つた業務に関する契約は、改正後の協同組合法第七十七條の規定によりなされたものとみなす。

第十四條 第三條の組合であつて同條の期間内に金庫とならないものは、改正前の中小企業等協同組合法第七十六條第一項及び第七十七條第五項の規定により行つた業務に関する契約は、改正後の協同組合法第七十七條の規定によりなされたものとみなす。

第十五條 第三條の組合であつて同條の期間内に金庫とならないものは、改正前の中小企業等協同組合法第七十六條第一項及び第七十七條第五項の規定により行つた業務に関する契約は、改正後の協同組合法第七十七條の規定によりなされたものとみなす。

第十六條 第三條の組合であつて同條の期間内に金庫とならないものは、改正前の中小企業等協同組合法第七十六條第一項及び第七十七條第五項の規定により行つた業務に関する契約は、改正後の協同組合法第七十七條の規定によりなされたものとみなす。

(賛成者起立)

○議長(林道治君) 起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

北海道開港法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議事録司書 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、北海道開港法の一部を改正する法律案を議題とし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(林道治君) 副会長の動議に御異議ありませんか。

○議長(林道治君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

北海道開港法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長木村公平君。

北海道開港法の一部を改正する法律案

北海道開港法の一部を改正する法律案

北海道開港法の一部を改正する法律案

北海道開港法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十二條を第十七條とし、第十二條を第十八條とし、第十條の次に次の六條を加える。

(地方支分部局)

第十一條 北海道開発庁に、地方支分部局として北海道開発局を置く。

(北海道開発局の所掌事務)

第十二條 北海道開発局は、開発計画の調査に関する事務を分掌する。

外、北海道における左に掲げる事務を、つかさどる。

一 公共事業費(航路標識その他法令で定めるもの)に関するものを除く。の支弁に係る国の直轄事業で農林省、運輸省及び建設省の所掌するものの実施に関すること。

二 国費の支弁に係る建物の営繕(郵政事業特別会計、電気通信事業特別会計及び簡易生命保険及び郵便年金特別会計に属する現業関係の建物の営繕、受刑者を収容して実施する刑務所の営繕、学校の復旧修繕のための営繕並びに一件につき総額百万円をこえない建物の修繕を除く。)

並びに公共団体、日本国有鉄道又は日本専売公社の委託に基づく建設工事、建設工事に用資材の加工及び建設工事に用機械の修理を行うこと。

2 前項各号に掲げる事務については、当該事務に関する主務大臣のみが北海道開発局長を指揮監督する。

(北海道開発局の位置及び内部組織)

第十三條 北海道開発局は、札幌市に置く。

第十四條 北海道開発局に、局長官房の外、左の四部を置く。

農林水産部
建設部
営繕部
港務部

第十五條 北海道開発局に、次長一人を置く。

3 次長は、局長を助け、局務を整理する。

4 前三項に定めるものの外、北海道開発局の内部部局の組織の綱目は、総理府令で定める。

(開発建設部及び治水事務所の他の工事事務)

第十五條 第十二條第一項各号に掲げる事務の一部を分掌させるため、所要の地に開発建設部及び治水事務所その他の工事事務所を置く。

2 開発建設部及び治水事務所その他の工事事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、総理府令で定める。

(北海道開発局の附屬機関)

第十六條 北海道開発局に、左の表の上欄に掲げる附屬機関を置く。

その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 別

土木試験 土木に関する試験及び研究を行うこと。

建設機械 建設用機械の製作及び修理を行うこと。

新機工作 建設用機械の製作及び修理を行うこと。

2 前項に掲げる附屬機関の内部組織は、総理府令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二條中「及び営繕支局」を削る。

第十四條を次のように改める。

第十四條 開発

第十五條中「又は営繕支局」を削る。

3 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表 総理府の項

「北海道」を「北海道開発局」に改め、

「北海道人」を「北海道人」に改め、

「北海道人」を「北海道人」に改め、

「北海道人」を「北海道人」に改め、

「北海道人」を「北海道人」に改め、

「北海道人」を「北海道人」に改め、

「北海道人」を「北海道人」に改め、

「北海道人」を「北海道人」に改め、

「北海道人」を「北海道人」に改め、

「北海道人」を「北海道人」に改め、

「北海道人」を「北海道人」に改め、

「北海道人」を「北海道人」に改め、

「北海道人」を「北海道人」に改め、

「北海道人」を「北海道人」に改め、

「北海道人」を「北海道人」に改め、

「北海道人」を「北海道人」に改め、

「北海道人」を「北海道人」に改め、

「北海道人」を「北海道人」に改め、

「北海道人」を「北海道人」に改め、

「北海道人」を「北海道人」に改め、

その計画の当初より終りまで一貫してこれを行い、國民に對して責任を負うことが必要であるというのが、本法案の趣旨であります。この措置によりまして、北海道における公共事業の実施は、他の都府縣における同様の取扱ひになるのであります。すなわち、北海道開発局で所掌するものは、公共事業のうち国の直轄事業のみを実施するものでありまして、直轄事業以外の補助事業は、従来通り北海道知事がこれを執行するのであります。

本案は、五月二十五日、本委員会に付託され、ただちに政府の説明を聞き、質疑を行い、昨日曜日委員会を開き、各委員及び特に委員外の質問をもこれを許し、政府との間にきわめて活発な質疑応答が続けられたのであります。その詳細については会議録を参照願ひたいと存じますが、質疑応答の主要な点を申し上げますれば、第一に、この法案が今閣下として、しかも地方選挙の直後に提出されたのはいかなる理由であるかとの質問に對し、政府は、これは昨年の北海道開発法制定以前から一貫して来たものを、ここに成案を得て提出したものであつて、選挙には何ら関係がないものであつたと答えておられるのであります。(拍手)

次に、この法案は北海道八十年來の伝統を破り、地方自治の本旨に反するものではないかとの質問に對し、本法案の措置こそは、むしろ八十年來の伝統であつて、民権知事の制度以後この伝統が破れたと申すべきでありまして、この答弁があつたのであります。さらに、この法案によつて特に北海道費が負担を増加するのではないかとこの質問に對しては、この法案により何らの負

担の増加はないことを明らかにし、なお国の財産である庁舎、現場事務所及び建設機械等、公共団体に使用せしめるのを愛宕等とするものは、それらの手続を経て適処することを明確にしているものであります。

かくて、本日午前中、委員会において討論に入り、自由党、国民民主党、農民協同党から賛成意見が社会党、共産党から反対意見がそれ／＼述べられ、採決の結果、多数をもって原案の通り可決したのであります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(林田治彦) 質疑の通告があります。これを許します。浅沼稻次郎君。

(浅沼稻次郎君登壇)

○浅沼稻次郎君 私は、ただいま議題となりました北海道開発法の一部を改正する法律案に関しまして、内閣委員長の報告に関連をして、委員長並びに政府当局に質問をしたいと考えらるものであります。

第一には、本案の審議に関してであります。すなわち、本案が政府より提出せられたのは二十五日であり、二十六日から質問に入つたのであります。これをいかに調整するか、また国家の予算執行をいかにするかという重大な問題に關係があるのであります。必然的にこのことから、他の委員会より連合審査の要求が行われておるのであります。すなわち、大蔵委員会並びに地方行政委員会から連合審査の要求をしておるのであります。内閣委員会はこれを拒否しております。しかし、これは前例のないことであります。今までの委員会運営の習慣というものは、他の委員会から要求があつた場合は、

においては、必ず連合審査会を開くというところが、この運営の原則になつておるといふことが過ぎではないと思つておられます。(拍手) これを行わざることは、よき慣例を破るものであり、他の委員会との連合審査を避けたことは、法案の本質に無理のあることを暴露しておるものではないかと私は考へるものであります。(拍手) かかる意味合いより、何ゆゑにこれを拒否したか、お伺いしたいのであります。

第二には、かかる北海道知事に管理せしめた国家の事業を国家に回収するといふことは、利害關係の及ぶところ実に重大なるものがあらうと思つておられます。また理論的にも大いに疑問すべきものがあらうと思つておられます。従ひまして、会期も延長されるのであります。公聴会が開かれ、あるいは公聴会が開かれなくとも、参考人を招致して意見を求むべきであつたと思つておられます。これをを行なかつたのは、いかなる理由であるか。従つて、案そのものが党利党略のために扱われたといつても過言ではないと私は思つておられます。(拍手) 次に、提案者である主税大臣増田建設大臣にお伺いしたいと思つておられます。第一は、本案に於いて政府の持つ態度であります。おおよそ法律案を作成するにあたりましては、政府が国家の事務を執行するにあたりまして必要なこと、あるいは政府並びに政府の背景にありまるところの政党が天下に公約したものを法律化して行くのは、私は当然だと思つておられます。本案は、終戦後公通知事に移管した日本の国家事務を国家の手に回収するものであります。従つて、このこと

は、四月下旬行われた地方選挙に關し、増田建設大臣が、北海道の開発事業は国家事業であるから、必然この機会にこれを政府に回収するものであると、こゝろい演説をやつて、その後の法案が通らざるならば、まさに公明であるといわなければなりません。(その通り「拍手」)

しかし増田建設大臣は、北海道選挙の際、応援演説をやりまして、五月の十日札幌市で行われましたところの選挙の結果に關する街頭演説において、それについてこゝろいことを言われておるのであります。すなわち、札幌市の御水といふ人が、一さきに札幌市に於いて、札幌の街頭演説で、田中君ならぬそれと計算も出せないが、田中君ならぬ、あつたやうに、よしといふのが人情だ、諸君が田中君を知事にしなければ道開免も十分でないか、私は許さん、と公約した。にもかかわらず、許さんどころか、腹いせに法を改正し、地方自治の芽をつみとらうとしておる。こゝろいようなことを言われておるのであります。

そこで私は、増田建設大臣に對しまして、一体公約をしない、選挙のときには、道庁側の持つておるという国家事業を政府の手に回収するといふことは一つも言つておらないで、ただあとでこれを立法化して来るというこゝとは、明らかにこの街頭演説に現れておる通り、選挙に敗れて、社会党の知事が當選したから、その腹いせに返還するといふ氣持が十分あるのではないかと考へておられます。(拍手) この点を私は伺いたいと思ひます。

その次に、第二にお伺いしたいと思ふのであります。提案にあたりましては、四月下旬行われた地方選挙に關し、増田建設大臣が、北海道の開発事業は国家事業であるから、必然この機会にこれを政府に回収するものであると、こゝろい演説をやつて、その後の法案が通らざるならば、まさに公明であるといわなければなりません。(その通り「拍手」)

しかし、地方行政事務と国家事務をいかに調整するかといふことについては、地方行政調査委員会がたゞいま審議中であり、北海道の問題に關しては三月から審議が行われて、大体の審議が終了して、六月には現地に行つてこれを調べるということになつておるのであります。でありますから、当然この行政調査委員会の答申を待つて、それによつて態度を決するものが政府の取るべき態度でなければならぬと思つておられます。(拍手) 政府みずから行政調査委員会をつくるておいて、みずからこれを否定する態度といふものは、政府としてとるべからざる態度であるといつても過言ではないと思つておられます。こゝろい点につきまして、私は増田君の率直なる答弁を伺いたいと思つておられます。われわれといへども、八千三百萬の同胞が、四つの島、北海道、本州、四国、九州並びにその周辺の小島に生きて行かなければならぬのでありますから、北海道の重要性はこれを

認めるのであります。その開発の重要性もこれを認めるものであります。しかし、国家が計画をいたしました、これの執行を国家がやらざるで、知事にゆだねるというところは、非常に民主的な方法であるといつても過言ではないと思つておられます。(拍手) かかる観点からいたしまして、一旦與えたものを返還するといふことは、まさに反動的な傾向の現われであり、また吉田内閣そのものの本質の中この反動的傾向の現われが地方自治体の上に現われておるといつても過言ではないと思つておられます。かかる観点を申し上げまして、大臣並びに委員長の答弁を求め、時間があつたら、再質問の時間を與えていただきたいと存するのであります。(拍手)

○本村公事君 浅沼君の御質問にお答えいたします。

かねて浅沼君は議事規則には明らに承知いたしておたのであります。が、まことにふしぎなる御質問であるといわなければならぬ。衆議院規則第六十條によりますれば、「連合審査会を開くことができる。」となつておるというやうな文字は使われておらないのであります。これは委員長の職務ではないのであります。従ひまして、委員長の判断によつて連合審査会を拒否することは最も合法的であります。浅沼君の御質問は、当然ざるものはなだしいといわなければなりません。右お答えを申し上げます。(拍手)

○國務大臣(増田甲子七君登壇) 浅沼君にお答え申し上げます。

まず、札幌における演説等は荒唐無稽でございまして、御答弁の限りではございせん。

そのあとの選挙の前後の問題でございまして、これについてお答えを申し上げます。実は皆様御承知のごとく、北海道の開発は、開拓使という、今の言葉で申せばおそろく総督府というやうなものが設置されまして、開拓使長官である黒田長官が、北海道の開発を模範的にされておるのであります。今日私は建設大臣として、原爆都市である広島あるいは長崎を初めとして、全国百十の戦災都市の再建という役目を担当しておりますが、これら戦災都市の再建の際、いつもお手本になる都市はどこであるか、京都にあらずして、札幌あるいは旭川であります。これらの計画を立てた者はだれか、黒田開拓使長官である。しかし、いつであるか、明治二十年以前であります。また北海道の地図をよくごらんの方は御存じでございますが、たとえば関東平野にも西蔵すべき十勝平原等は、都市計画のごとく地割をしております。いわゆる農地計画これである。内地の土地改良なり、あるいは耕地の改良等は、あの農地計画を模範としております。これらの開拓使の大事業というものは、内地諸都府県、むしろお手本になつておる。

爾来、北海道庁長官とかわりましたが、三十二代にわたる間、北海道庁長官の仕事が、開拓使の役人であり、自治行政が許されたのは、内地と異なりまして明治時代ではございせん。北海道会というものができたり、あるいは北海道市町村会議員というものができたのは、大正時代になつてからで

あります。これによつて見ましても、北海道庁長官の仕事は、開拓使がほとんど全部であり、大正になりましてから、多少自治事務を北海道庁長官が兼ね担当することになりましたけれども、事業分限から申しまして、昭和二十二年四月に至るまで、開拓使が八割であり、道の自治事務が、事業分限から申すまでも二割であるのであります。そこで、北海道長官というこの国家機関の地位なり職責がいかに重大であつたか、おわかりと思うのであります。

ところが、地方自治法が施行されまして、地方自治を担当する執行機関の首長が公選によることになつたのであります。そこで、公選知事はどういう仕事を担当しておるか。もとより淺沼君の御承知のごとく、地方自治事務の執行機関の首長であります。これに実は、時の政府は、入割やつておるこの北海道の國の行政を漫然委任した形になつております。もとより公共団体自体に委任したのではありません。北海道という自治体に委任したのでも何でもございせん。繰返して申し上げますが、自治事務の侵犯でも何でもございせん。北海道という公共団体に國の事務を委任したわけではございせん。だから、伝えられるごとく地方自治の侵犯でも何でもないのであります。

しかし、ただいまは一体どんな行政をしておるか。総理府の役人が三十三百名北海道におりまして、そうしてこの八割という國政を担当しておるのである。しかし、この國政の執行についての指揮監督も、あるいは事務によつて農林大臣、あるいは建設大臣、

あるいは運輸大臣等が直接やつております。しからば、公選知事である北海道知事はどんな仕事をしておるか。農林大臣や建設大臣や運輸大臣と並んで、これら総理府の國の官吏を指揮監督いたしておるのであります。かかる隘路をもつてしては、北海道の大開発はとしたい。これは淺沼君も御同感であると思ひます。

先ほど申されましたように、われわれは、終戦後四つの島に局限されて國民生活を営まなくてはならない。そこで、われわれのすべての産業行政の対象は四つの島に局限されております。そのうちで特に力を入れたらなければならぬのは北海道である。でありますから、終戦後は、実は終戦前よりも、北海道に対して、國家の総力をあげて、國の行政として、國民的の事業として、國民の代表者である國會に対して責任をとり得る体制において北海道の開発を行なうにはならぬのである。(拍手)目を開けば國有國營あるいは國家的事業、民主政府のもとにおいて國家事業を大いに営まなくてはならぬという社会党が、この法案に反対をされるということは、私はこれこそは自殺論である、自家撞着もはなはだしと信じて疑わぬものでございませう。(拍手)

繰返して申し上げます。單に機構の問題ばかりではございせん。われわれは、國の総力を、物心両方面に総がかりで北海道に傾倒すべき時期である。しからば、地方自治を担当するにすぎない、しかもその地方自治たるや、明治時代はまだ北海道は公共団体でなかつた、その地方自治を担当するにすぎない首を、隘路を通じて、國

家的の大事業である、しかも終戦後その意氣どい／＼重かつ大を加えて地方自治を担当するにすぎない知事を通してやつたのでは、とうてい北海道四百三十万人の生活の安定向上を期待しがたいのみならず、八千万同胞の生活の安定は期待しがたい。

そこで私どもは、かね／＼から北海道開発機構の修正ということは考えておりました。でございまして、皆様から政權を担当するやいなや、昭和二十四年の四月、北海道開発審議會を内閣に設けたのであります。この開発審議會の答申に、いかなるものがあるか。淺沼君が御勉強くだすつたならば、必ずおわかりになつております。北海道の開発機構を根本的に修正して強力なるものにせよという答申があるものであります。この答申に従つて、われわれは今回の改正案を出したのでございまして、これは北海道の開発、ひいては日本再建のために必ず至大なる公益をもたらすものと確信いたしております。このことをこの際御同答申し上げます。(拍手)

○淺沼稲次郎君 再質問をお許し願ひます。簡明でありますから、自席よりお許し願ひます。

○議長(林田浩吉) 淺沼君に申し上げます。申合せの時間を過ぎておりますから、再質問は御遠慮を願ひます。

質疑は終了いたしました。

これより討論に入ります。門司亮君。

たします法律案に対して反対の意思表示をいたすものであります。本法案は、先ほど委員長の御説明にも申しましたように、その提案の理由の中に最も大きなものとして掲げられております。官吏が公吏に使用されておるといふことは認めがたいというお話でありまして、現在の社会で、官吏あるいは公吏という、公務員の上に二つの階級があるとは断じて考えられないのであります。この事大思想の上になつてものを考えておりますから、こういう法案が出て参るのであります。この事大思想を持つております自由党の本案の提出理由、さらにはその次に書いてあるか。すなわち、國の費用を多く使つておるから、これに対してその責任云々と言つてあるのではありませんが、現行法律によりまして、國の支出いたしましたものについて、地方公共団体のそれらの事業の内容に對しては、これが十分なる監督の規程は明記されておるのであります。従つて、この二つの理由から考えて参りますならば、本法案の提出は何らの根拠がないといふことをはつきり申し上げます。決してさしつかへはないのであります。(拍手)

さらに國の宝庫でありますところの北海道の開発が、國家的大規模のものに、非常に遠大な構想のもとに、言ひますならば、アメリカの TVA のやうな、非常に大きな構想と、巨大な費用と、さらに高度の技術とをこに投入して行なわなければならないといふこと、この構想の上に立てられた現行法案でありますならば、まだ一応われ／＼は國家の事業の開発として考

とを余地も思ふのであります。しかしながら、現行のこの開発法案がその域に達していないといふことは、諸君も御承知の通りであります。ただ、従来の四十億をこゝの金を、本年度においては七十億北海道に投じようとするといふところに――この巨額の費用を一知事にまかしておけないという理論は、何れわれ／＼には見出すことのできない理論であるといふことを、はつきりといわなければならぬのであります。

従いまして、われ／＼は、こうした観点から申し上げて参ります。ならば、今回のこの法案は、先ほど淺沼書記長も申し上げました通り、今度の選挙の結果による大膽的な自由党の腹いせの法案であると断定しても、決して私は過言ではないと思ふのであります。(拍手)もし自由党の諸君がそうでないとするならば、この法案が会期末わずかに二日にして提案され、しかも最も密接不可分の関係を持つておりまする関係委員会、いわゆる地方行政委員会、あるいは大蔵委員会等の、正式の機関にかけた連合審査の要求をなせば決されたかといふことでもあります。

少くとも、この北海道の開発は、ひとり政府の行いによる施策のみによつては断じて得ないものであります。地方の開発事業といふものは、地方住民の熱心なる、きわめて多大の協力なくして断じてできないといふことを、はつきり知らなければならぬのであります。しかりとするならば、現行地方の行政体に対しては、当然それらの意見を十分徴するのになければならない。ことに政府は、このことのために、さきに北海道開発審議会

を持し、その審議会の意見を十分徴すること、第一の要件でなければならなかつたはずであります。これを實行していないといふことでもあります。その次に、いかなる事態をこゝにもたらしおるかといふことは、諸君も御承知のように、現在の地方財政法の二十一條の規定によりますならば、国は地方に対して、これらの案件を出します場合においては、当然内閣総理大臣を通じて地方財政委員会の意見を徴さなければならぬ、といふことである。地方財政法の二十一條に明記してある通りであります。しかるに、この趣意を一体講ぜられたかどうかといふことである。この趣意が講ぜられていないといふことを、主幹大臣は委員会において答弁されておるではございせんか。

われ／＼は、かくのごとき法律無視の態度――さらに同じ地方財政法の十二條には、国は地方の公共団体に對して経済的の迷惑をかけるような施策を講じてはならないといふことは、これもまた明記したてゝあるものであります。政府の答弁によりますれば、かくのごときことをいたしたとしても、決して地方の財政には迷惑をかけるまいと云つておりますが、諸君に考へてもらひたいことは、この法律の施行の期日は七月一日であります。従つて、北海道における二十六年度の開発事業計画は、氣候的に見て参りますと、当然四月から十月ないし十一月の間にその事業が行われるであらうと私は考へるものであります。しかりとするならば、この七月一日といふ日には、明らかに施行年度の半ばにあるといふこと、この事業年度の半ばにおいて機構の改革

をいたされて参りますならば、道庁の仕事と国の仕事との分離の關係から、当然地方の自治体に迷惑をかけるのであつて、何人といへどもこれは承服できぬ條件であると思ふのであります。これをし、なおかつ地方の公共団体に一銭たりとも経費の負担をかけないといふことは、断じて大臣といへども斷言はできないはずであると私は思ふのであります。

ことに私は、本年度において、すでに北海道庁において事業計画が成り立ち、しかして事業の実体に入つたしております年度半ばにおけるこの変更は、事業がいたするなる混亂に陥り、いたするに事務の煩雜を来すことにおいて、おそらく北海道の開発は、この法案の実施において二年は必ず遅れるであらうといふことを、はつきりいふなければならぬのであります。いふなければならぬのであります。

また明記したてゝあるものであります。政府の答弁によりますれば、かくのごときことをいたしたとしても、決して地方の財政には迷惑をかけるまいと云つておりますが、諸君に考へてもらひたいことは、この法律の施行の期日は七月一日であります。従つて、北海道における二十六年度の開発事業計画は、氣候的に見て参りますと、当然四月から十月ないし十一月の間にその事業が行われるであらうと私は考へるものであります。しかりとするならば、この七月一日といふ日には、明らかに施行年度の半ばにあるといふこと、この事業年度の半ばにおいて機構の改革

意思決定であると申し上げても、あるいは過言でないと思ふのであります。(拍手)

日本の真の民主主義行政は、すなわち地方公共団体の自主的自律性にまたなければならぬといふことは、諸君も御承知の通りである。この地方の自主的自律性にまつべき現在の状態でありますのに、この北海道長官に與えられた権限を中央に集約するといふことは、明らかにこれにもとる行為であると申し上げます。ことに地方自治法百五十八條の規定によりますならば、北海道に對しましては、特に開拓入植の二つの部門を必置部として法律は制定したてゝおるのであります。すなわち、北海道の知事のもとに、開拓入植は必置部として設けなければならぬといふ規定が自治法に明確に書いてあるといふことは、これもまた關係諸君といへども御承知の通りであります。

かく考へて参りますならば、この開発事業は、明らかに地方自治法百五十八條の規定において、当然知事がこれを主導するといふことに、何らのふしきもなければ、当然さうあるべきであるといふことを、われ／＼は法の趣意の上において申し上げなければならぬと思ふのであります。(拍手)

「悪いでないぞ」と呼ぶ者あり。よく読んでみない。自治法をよく読んでみない。

われ／＼は、かくのごときことを考へますときに、さらに問題になつて参りますことは、もしかくのごときことをしようとするならば、十分将来の問題を考へなければならぬ。それに

は、現在御承知のように、地方における国と地方との事務の再配分のために、地方行政調査委員会においては、すでに一部を政府並びに国会に報告し、さらに北海道と東京に對しましては、特殊の事情があるから、この次にこれを延ばすは當いておりますが、この調査委員会の現在の状態は、六月になりましたならば、委員北海道に移つて、北海道の事情を十分調査した上において、国と地方との事務の再配分に関する報告をいたさうとするといふことは、明記してある通りであります。この事實は、一体何を物語るか。

政府の機関であるこの地方行政調査委員会の答申をまたずして、政府が單獨にかくのごときことを行はれるといふことは、調査委員会無視の傾向であり、政府機関のまつたく用いられないことを政府みづから示しているものであると、私どもははつきり言わなければならぬのであります。

従いまして、われ／＼は、かくのごとき見地から、本法案は、明らかに自由党の一方的な、きわめて大膽的な政策であり法案であるといふことを申し上げますと同時に、本法案の上においてきわめて遺憾を考へますものは、先ほど委員長にも申し上げましたように、これが国会において、各種關係の委員会との間に十分なる審査が行われておらないこと、さらに国会外においても、あるいは北海道の開発審議会、あるいは地方行政調査委員会等との十分なる打合せと、さらに地方財政委員会等の意見を徴することなくして、ただちに短時のうちに本会に上程し、多數を頼んでこれを一気に可決せんとするがごとき行動は、明らかに

に今日の民主主義のあり方に逆行し、民主主義は、全部の国民の理解と納得の上にするべき行政が行われ、政治が施行されるということが原則でなければならぬ。いかに、すべての国民といわず、あるいは正式の機関にも、国会にも、十分な理解と、十分な了解を求めずして押し切ろうとするこの陰謀の本法案に對しては、日本社会党といふことは、断固としてここに反対をするゆゑであります。(拍手)

○議長(林義雄君) 小川原政信君。
○小川原政信君 私は、自由党を代表いたしまして、ただいま議題になつております北海道開発法の一部を改正する法律案につきまして、賛成の意を表するものであります。

戦後における我が国全体の立場において占めておりますところの北海道の地位並びにその特殊性にかんがみまして、政府は、さきに国策として北海道の開発を行つたために、昨年の五月、第七国会において皆様の御賛成を得て、北海道開発法の制定を見たのでございまして、今後ますます国民経済の復興と人口問題の解決に寄與するために、北海道に存在する豊富な未開発資源を急速に開発しなければならぬ重要性を加へて参つたのであります。

これにつきまして、今回政府提案の北海道開発法の一部を改正する法律案を見ますに、現地に國の直接機関たる北海道開発局を置きまして、國民的事業として、國がその計画から事業執行まで一貫して、名義ともに國民に對して責任を負つて、強力にこの開発を行わんとするものであります。われわれが多年要請して参りました全日本の再建はもとよりのこと、北海道民の生活の飛躍の向上のためにも、まことに時宜を得たる措置と確信するものであります。

この法案の要點は、國の事業の執行にあたり、従来知事に官吏を指揮監督せしめながら実施してゐたその責任の所在の不明確なる点を根本的に改めまして、直接政府が國民に對する責任において執行することとしたこととに盡きておるのであります。

従前われわれがこの議會において議決して参りました予算の執行は、北海道という自治体に委託したものでないものであります。北海道知事に委任したかというに、それすらも明らかでないものであります。こういう状態において執行をして参つておるのでございまして、國會は、むしろこの点におきまして、政府をしてこの不明確なる責任体制を明確化せしむることを強く要求する必要があるものであります。この意味におきまして、現地出先機関の構想は、昭和二十三年、北海道開発審議會の設立當時より、すでに考へられていたこととあります。昨年成立を見ました北海道開発法制定の當時も、つとに議題になつたところでございまして、が、今回、昭和二十六年度事業より開発事業が飛躍的に増大いたしましたので、本年四月までの、選挙による不適当な時期を越えまして、次の予算編成期に間にこれを設置することは、混乱を避ける上に最良の時期であると言へるのであります。

また、開発局の所掌事務の内容を見ますのに、自治体の行うべき本来の事務は依然然知事に残されておりました。何ら地方自治権の侵蝕とはならぬばかりではあります。道知事は地方自治本来の行政に専念できる結果、地方自治はかえつて強化を来すこととなるのであります。かえつて道民のために非常に大きな幸福となるのであります。この点、特に御了承にあずかりたい。

また従前、國と道とは、その仕事の上において截然と一線を画し、事業の施行を進めていたわけでありましたから、この分離のために経費が増大するなどは、常識的に見ても、どうして考へられないこととあります。むしろ、このことによつて経費が減少することと考へられる面があるものであります。戦前、台湾、朝鮮の開発を強力になし得たのが國といたしまして、今ここに、四つ、島の島にひしめく人口過剩問題の解決、國民経済の復興、また未開地に挺身する北海道開発の積極増進のためにも、國が北海道開発に全力を注ぎ得る態勢を整備せんとする本法案に、全面的に賛意を表するものであります。

この点から考へまして、今申し上げました通りに、時期の問題においては、すこぶるよい時期を選んだのであります。負担が増大するといつたのでありますが、これはむしろ愚にもつかぬといつた、道理のわかることとあります。やむやうに仕事をすることが民主政治の破壊でないかと考へている人、私は今初めて知つたのであります。社会党の方々は、混乱した経済が明らかになり——理論の正しくないことが民主政治のために行われる政治とお考へになつていふように思われるのであります。

ますが、こういう点は、今初めて知つたのであります。われわれは、理論の中において正しいことをいひ、そして道民の負担を軽減し、重ねて國の力を増大して行くということがわれわれの目的であります。どうぞこの点におきまして皆様の御賛成を得たいと存じます。

これをもちつて私の賛成演説を終ります。(拍手)
○議長(林義雄君) 池田幸雄君。
○池田幸雄君 私は、共産党を代表いたしまして本法案に反対するものでございまして。

去る五月二十五日の全国知事會議におきましては、地方自治の確立に関する声明書というのを出しております。これによりまして

地方自治の本旨は憲法の條章により嚴守して保障せられ、地方自治に關する三法律とともに我國地方自治の根幹をなすものである。謂うまでもなく、自治の精神は民主思想の根源をなすもので、生々賑々たる政治形態は自治の政治を除いてはあり得ないといふ確信するものである。然るに最近に於ける政府の施策は、地方財政委員會及び地方行政調査委員會等の報告にもかかわらず、社会福祉事業法、その他地方に關する立法において、稍々もすれば中央集権的な色彩が見受けられるのみならず、開発事業、その他に關し政府の地方出先機関を強化せんとするが如き傾向のあることは、洵に吾等の瞭解に苦しむところである。

ん出席してゐる。自由党の諸君は、これに對して何とお考へになるでございましょう。(拍手) また民主主義の諸君は、この法案に賛成のようであるが、北海道の道會館議長、農林省吉さんが民主主義の方だそうである。この開発出先機関設置反対道民大会におきまして反対を表明されております。あるいはまた農民協同党の方も賛成だそうでありますけれども、農協党の下部機関であります北海道農民同盟も、この法案に反対だそうである。(拍手) 一体これをどうお考へになるでございましょうか。また増田建設大臣は、北海道拓殖行政が従来と異なる方針は地方分権の精神に逆行することであるという決議を北海道會がやりましたときに、昭和二十二年に、地方分権の精神に逆行するのは反対だといふ決議を北海道會がやつたときに、増田建設大臣は北海道長官であつたのでございまして、また開田長官も、北海道長官であつた時代、中央集権的な行政に反対し、すべての行政を道庁に委任すべしといふ決議に同様に賛同しておるのであります。あるいはまた増田長官は、かつて北海道知事になつたとき、一説によりますと、社会党に入黨を申し込んだことがあるのでございまして、もし増田建設大臣が、最初の公選知事として社会党から立候補し、當選しておりましたならば、あるいは現在の田中知事と同じように、この法案に絶対反対せざるを得ないようなはめに迫られたでございましょう。(拍手) 何となれば、北海道民は数十年前中央集権に反対し、地方分権を主張して来たからであります。この北海道の要求を踏みにじる本法案に、私も共産党は絶対反対であります。

増田建設大臣は、北海道の公共事業費を所屬したと云つて大いに自慢してあります。しかしながら、十三億円の開拓事業費をもつて、新規に入植させる開拓農民の生活を、政府は一体どれだけ保障することができ得るものであろうか。政府の農業政策は、低米価、重税政策であり、高い肥料、高い電力料金、また高い工業生産品を農民に押しつける政策であります。農業の再生産を不可能にする農業破壊政策であります。これに加えて北海道の開拓民は、北海道の特殊な気候と地質からして、絶えず自然の脅威にさらされておるものであります。だから、今日まで北海道に入植した多くの農民は、まづたく悲惨な生活に陥つてゐるのである。この悲惨な開拓民の現実こそ、十三億円の公共事業費が一体だれのためのものかといふことを雄弁に物語つてゐるといふなければならぬのであります。これは明らかに開拓農民の生活に有利である。全国農村の失業率、土地がない、二、三男の貧乏青年を、北海道へ行けば食ふところといつて、だまして連れて行つて、そして全国農民の盛り上る賃金を消しとめ、二、三男の貧乏青年の革命化を、はかない希望で防ごうとするものである。そして、一時期有事の際には——といふのは、吉田内閣の單獨議院の政策は、明らかにこれ——でありますから、そのときには、この開拓民に竹やりでも持たせて、外国の傭兵にしようとする北海道屯田兵の復活だといふなければならぬ。

北海道開拓法とは、実は今回の改選のあるなしにかかわらず、このような意図を内包したものであります。吉田政府のもとに於いての資源の開発は、少しも国民のためにならないのであります。平和産業をつぶし、国民を低賃金でこき使ふ政策のもとでは、開発された資源は、軍事の生産と結びつきが限ります。それはけがらないのであります。かつて北海道で売れないので山と積まれた石炭が、ぼろ／＼燃え出し、たこがあらります。この事実こそ、資本主義社会では資源の開発が少しも国民の生活をゆたかにしないものだといふことを明らかに示してゐるといふなければならぬのであります。(拍手)アメリカの政府部内で赤だと思はれ、攻撃されたリリエンタール氏によつて強力に推進されたテネシー開発計画も、その電力が第二次世界大戦のアメリカ軍事工業の強力な支柱となり、今やこの電力が、原子爆弾の製造にとつてなくてはならない軍事資源となつておるといふことは、資本主義と戦争との密接な因果関係を雄弁に物語つてゐるのであります。今日の改正案は、この開発の本質をさらに強力に押し進めるためにつくられたものであります。まづなわち、知事にまかしておいたのでは、北海道の軍事基地化を思存分進行することができないからなのであります。

公共事業費の総額百億円のドル箱を社会党に譲るのはもつたないといふこともありますが、これに動機であり、本質ではございせん。たとへば道路事業であります。今回の改正案が通りまると、北海道知事は道路延長の三八％を施行するのみとなり、国道、地方道、準地方道等、総延長の六〇％を国が施行することになるのであります。しかし、北海道知事の施行する三八％の道路工事費は、国庫補助額がすでに一億九千万円、開発局の施行する道路事業費は実に十三億七千万円となつておるのであります。このことは、北海道大衆の切実に希望してゐる道路工事の費用で知事にやらせ、それによって今までついていた費用を横取りして、軍事的道路の大々的建設に振り向けんとする意図であるのであります。また開発局は、国の支弁による建物の供給することになつておりますが、これまた進駐軍兵舎や、あるいは警察予備隊兵舎等、治山治水などとは何の関係もない建設工事を受持つことになるのであります。これは明白であります。

一方、北海道住民が最も切実に欲しておる民生施設はどうか。現在北海道には、三十八箇所の保健所しかない。あの広大な地域に散在する住民十一万人に一箇所である。医者は、実に三万三千七百六十平方キロメートルに一人といふ割合であります。十万人の結核患者に対して、三千六百の病床しかない。校舎の不足四十万坪といわれるにもかからず、総合開発計画によりまますならば、三十一年度までに二十七万坪の校舎を建てなければならぬが、これも地方財政の窮乏で非常な困難に達してゐる。住宅におきましては、最低需要戸数三十七万戸に對し、本年度庶民住宅予算は、国庫補助額わずか二億四、四億家賃住宅建設予算は、わずか一千八百八十戸にしかならないのであります。これでも政府は北海道民のために力を入れているといふことができてゐるではありませんか。貧窮労働者の生活を初め、一般労働大衆の困窮の極に達し、すでにタコ部屋が再び復活してゐるではありませんか。

開拓で開発するといふことを大層強調しておりますが、一、国費で開発する、これを大層強調しておりますけれども、もと／＼北海道からしほり肥た税金ではあきません。その税金の一部を北海道に返してやる、あたりまえの語です。そして教育文化、保健、住宅等には、国費はすずめの涙で、これは道の費用で知事がやれ、道路や港は国でやる、但し地方道路や小さな漁港は道の金で道でやれ、これがこの法律なのであります。吉田首相は、日本をアジアにおける共産主義制圧の一勢力として期待をかけたけれども、日本経済協力によつて、ますます航空母艦にしようとするために、北海道が——となつておるといふことは、周知の事実である。この法律は、まさにこの計画をさらに強力に押し進めんとするものであるがゆゑに、日本共産党は、北海道の平和を愛する人民大衆とともに絶対に反対するものであります。(拍手)

○議長 林道雄 推挙三郎君。
○推挙三郎君 推挙三郎君。たゞいま議題となつております北海道開拓法の一部を改正する法律案に、私は国民民主党を代表いたしまして賛成の意を表するものであります。(拍手)

この法案の討議にあたつて、共産党の反対論は、私はこれを無視いたしません。それは事実と根拠を置いておらない。この神聖なる議政壇上で、青なる道会の議長はこの案に反対であると言つてゐる。どこにそんな議員があるか。青森青なる者は、かつてわが民主党の道会議員でありましたが、今回の選挙では、現田中知事を応援したために落選してゐる。現在では道会議員でなつてゐない。(二)前議員だといふ者あり。そういう荒唐無稽なうそを言つて欺瞞的行動に出るといふような、こゝろい議論には私は耳をかさない。それだから、私は先ほど運営委員会において、共産党が討論に出ないで、北海道の事情に明るい岡田春夫君、これは容共左翼ですから、共産党と同じようなものだから、これにやらせないといふ警告したのである。つまらぬ、北海道の事情を知らぬ者を以てこの壇上に立たせるから、あゝいふ醜態を暴露する。

それはさておき、一体この改正法案に反対する現田中知事並びに社会党の反対の論議はどこにあるか。これは先般、田中知事が……(発言する者あり)君にはわからない。よく聞いていなさい。ゆつくり聞かせるから……先般、田中知事が上京して、この案に反対してゐる。この反対の論議は、全部文書にしておれ／＼に配付してある。この文書をつまびらかに私は点検してゐる。綜合すると、反対の論議が三點ある。それは、北海道の総合開発が混乱せられる。監督権が二邊に出るために総合開発にはならないといふことが重大な一。二(その通り)第二は、北海道地方自治権、自治体の権力が國家に取上げられるといふのが二。三(その通り)第三は、この法律によつて北海道の道民の負担が加重せられるといふ。

うのが三番。(二)その通りじゃないか」と呼ぶ者あり。さ、しからは、はたしてその通りであるかどうかを私は言わない。(拍手)諸君、もし事実においてこの通りなら、私は、北海道に生れて北海道に骨を埋めるこの雄胆は、この通りであるならば、これに賛成することはできぬのです。

そこで、第一の問題たる、総合開発の計画が分散されるかという問題。そもそも北海道の開発というものは何によつて起つたか。明治の初年、東京芝の増上寺に北海道の開拓使が設立された。そうして、われわれの先達である、明治の元勳ともいわれる黒田清隆君が、北海道の長官となつて赴任した。当時、北道北海道の地は、日本の発展のために無視することができないので、非常に大きな政治力を持つた、りつぱな政治家をもつて北海道の開拓に当らせた。それですから、それ以来北海道の長官といふものは、非常にりつぱな政治家が行つておりました。

しかるに遺憾なことに、大正の中期からは、どうも北海道が中央から軽視せられるに至つて、北海道の長官なるものは、内務省の属僚が行くようになりました。そこで、ここにおられる増田君や、増田君の次長としておられる岡田さんには気の毒だが、由來北海道長官は、大正の中期からは小物ばかり行くようになった。そのために、北海道の開拓は進まずに進まない。ことに満州事変勃発以来、国内の政策が転換しまして、北海道の開拓といふものは一時足踏みの状態で、われわれは非常に遺憾するあたわるところのものがあつたのであります。

しかしながら、終戦後、地方自治体

確立までは、北海道の長官は政府の任命する長官であります。従つて、政府の意見といふものは、内閣総理大臣の意見といふものは、明確に一本條に一致して通つておる。しかるに公選知事となりましては、知事は内閣総理大臣の指揮監督のもとにはないのです。そこで官選知事の場合では、北海道の開拓は国費で直接的にやられておつても、北海道の長官の監督下にあつて何ら不都合がなかつたものなのです。

そこで、今回のような公選知事になりますと、今の北海道の開拓計画といふものは、何によつてきておるのか。これは、去年でございました開発法によりまして、内閣の外局として開発庁がございます。開発庁の中には、本府が承認した法律をもつて規定せられたる審議会があつて、われわれもその審議会の一員。この審議会が、開拓の計画について審議している。これなくしては、北海道の開拓といふものはできない。終局的には、国家最高の機関たる国会の同意を経ずしては、北海道の開拓の計画といふものは実施できないのです。その予算の裏づけは、当国会において協賛を與へるものであつて、北海道の道議会、すなわち自治体は、北海道で国がやる直轄の事業には、一銭一厘も発言権がないのです。

と。あり得ない。われわれは、そのことを、むしろ北海道のために喜ぶ。北海道は、あんなに広い土地です。そこに四百三十万の人口よりおられ、資金的には潤潤しておる。開拓の途にある北海道で、あんな大なる北海道を開拓するのには、自治体の力で自治的

にやれといふならば、政府の補助、援助、直轄事業を排して、すべてこのことを道民の負担においてやれといふことか。そんなことはできないことなんだ。それをしたくないから、国費を多額に北海道へ投入せよといふのが、八十年來の北海道民の念願です。これなくしては北海道の開発は、できない。この費用とこの計画とは、北海道の知事といへども、北海道の道議会といへども、一言もくちばしを入れることのできないのが今日の状況だ。(二)そういうことはないよ、と答へる者あり。その通りじゃないか、三宅君は知らないのだ。

そうして、これを進行せしむるためには、四千八百五十人という国家公務員を北海道に出張せしめておる。その公務員は、内閣総理大臣から月給をもらつておる。北海道の知事はこれを監督しておるのか、何の根拠で監督しておるのか、いかなる法的根拠があるのか。これは何の根拠もない。政府任命の長官時代、政府の官吏が政府の官吏を監督することは当然である。地方自治体の確立の際には、この制度を明確にする必要を感ずたのは、その當時の政府なんだ。そのために、情性をこめて今日に來つておるのだ。この不明確を明確にしようというのが今回の立法じゃないか。(拍手)

北海道総合開発といふものは、北海道民の負担による自治的の計画で断じてできないのです。国費を投入しなければできないのだ。その最高の責任は、われわれ国会が持つておる。(拍手)その予算は、われわれ国会の審議を経ずしては一銭も使つておられない予算だ。しかるに、予算の責任を持

つているのは、運輸大臣と建設大臣と農林大臣だ。予算に対して責任を持ちながら、今回、監督権は情性に由つて知事にあるのだという。国会に対しては、何ら監督していない農林大臣、建設大臣、運輸大臣が責任を帯びさせられて、現実の事業と、国家公務員の監督の實際に當つておられぬといふこと、(拍手)

そこで、これが責任を明確にするために、運輸大臣も、農林大臣も、建設大臣も、それ／＼自己監督のもとにある部下、有力なる官吏を北海道に派遣して、その省／＼だけに分離独立してこの事業を遂行せよとした。そうすれば、いわゆる日本の官吏の悪いところ、利権主義になるではありませんか。それでは総合開発が阻害せられる。それよりも、去年の法律で総合開発法といふものがある。総理大臣監督のもと、担当大臣増田君があつて、そのもとに審議会がつくつておる。この機関を活用せしめて、そうして利権主義を是正して、ほんとうに総合的の開発をやつて行こうといふのが今度の改正なんだ。従つて、改正法実施のために総合計画が阻害せられるという論拠はまったくございせん。(拍手)

第二の問題たる、自治体の、北海道自治体の権利が政府によつて取上けられる。どこにそんな事実があるか。北海道総合開発の費用でも、事業計画でも、北海道民の負担と権利義務によつてなされておるのではありません。国会によつてきめられておるのだ。そんなことは、社会党が言うように道民の負担をやつたなら、北海道なんか開拓できないのだ。今ですら弱

金が高くて困つておるというのに、国費の事業、国家の事業でなくして、どうして北海道の開拓ができるか。それなればこそ、しからは言うであらう。知事が四千人の国家公務員を監督しておつたその権利がなくなる。これは法律に根拠なく、あんなに模範たる情性に基くたつておる、そんなものは、北海道の道民の権利義務とは何の関係があるか。どうもつても関係がない。従つて、この不明確なる関係を明確にすることによつて北海道の自治の権力が狭められるといふことは断じてないのであります。(拍手)

○議長(林田治壽) 権限君、申合せの時間が来ておりますから簡単に……。○権限三郎君(経) 第三は最も重大な点だ。この法律を確定するならば、北海道民の負担が重畳せられるのだ。そうないといへんことだ。そこで、私先般この開発審議会の委員として、委員会の席上、このことを取上げて質問、追突してみた。なるほど、これはこういう点があるのだ。たとえは、地方費の道路をつくるために国費で買つた土木の機械、国道をつくる国家の機械を北海道地方道路のために使うといふことによつて、北海道は利益しておる。これは確かに北海道民の利益です。そういうようなことは、いくらあるか。ことごとこれは脱法行為、違法行為、不法行為なんだ。そのために、会計検査院から、二十数件にわたつて内閣を警告を寄せられておる。いやしくも国家最高の日本の国会において、不法行為、脱法行為、違法行為を是認せよとの警告は、国会としてはできないことじゃないか。(拍手)

金が高くて困つておるというのに、国費の事業、国家の事業でなくして、どうして北海道の開拓ができるか。それなればこそ、しからは言うであらう。知事が四千人の国家公務員を監督しておつたその権利がなくなる。これは法律に根拠なく、あんなに模範たる情性に基くたつておる、そんなものは、北海道の道民の権利義務とは何の関係があるか。どうもつても関係がない。従つて、この不明確なる関係を明確にすることによつて北海道の自治の権力が狭められるといふことは断じてないのであります。(拍手)

100

Journal of Management Inquiry 16(4)

1998, 1999, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2040, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106, 2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2125, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2131, 2132, 2133, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167, 2168, 2169, 2170, 2171, 2172, 2173, 2174, 2175, 2176, 2177, 2178, 2179, 2180, 2181, 2182, 2183, 2184, 2185, 2186, 2187, 2188, 2189, 2190, 2191, 2192, 2193, 2194, 2195, 2196, 2197, 2198, 2199, 2200, 2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209, 2210, 2211, 2212, 2213, 2214, 2215, 2216, 2217, 2218, 2219, 2220, 2221, 2222, 2223, 2224, 2225, 2226, 2227, 2228, 2229, 2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2235, 2236, 2237, 2238, 2239, 2240, 2241, 2242, 2243, 2244, 2245, 2246, 2247, 2248, 2249, 2250, 2251, 2252, 2253, 2254, 2255, 2256, 2257, 2258, 2259, 2260, 2261, 2262, 2263, 2264, 2265, 2266, 2267, 2268, 2269, 2270, 2271, 2272, 2273, 2274, 2275, 2276, 2277, 2278, 2279, 2280, 2281, 2282, 2283, 2284, 2285, 2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292, 2293, 2294, 2295, 2296, 2297, 2298, 2299, 2300, 2301, 2302, 2303, 2304, 2305, 2306, 2307, 2308, 2309, 2310, 2311, 2312, 2313, 2314, 2315, 2316, 2317, 2318, 2319, 2320, 2321, 2322, 2323, 2324, 2325, 2326, 2327, 2328, 2329, 2330, 2331, 2332, 2333, 2334, 2335, 2336, 2337, 2338, 2339, 2340, 2341, 2342, 2343, 2344, 2345, 2346, 2347, 2348, 2349, 2350, 2351, 2352, 2353, 2354, 2355, 2356, 2357, 2358, 2359, 2360, 2361, 2362, 2363, 2364, 2365, 2366, 2367, 2368, 2369, 2370, 2371, 2372, 2373, 2374, 2375, 2376, 2377, 2378, 2379, 2380, 2381, 2382, 2383, 2384, 2385, 2386, 2387, 2388, 2389, 2390, 2391, 2392, 2393, 2394, 2395, 2396, 2397, 2398, 2399, 2400, 2401, 2402, 2403, 2404, 2405, 2406, 2407, 2408, 2409, 2410, 2411, 2412, 2413, 2414, 2415, 2416, 2417, 2418, 2419, 2420, 2421, 2422, 2423, 2424, 2425, 2426, 2427, 2428, 2429, 2430, 2431, 2432, 2433, 2434, 2435, 2436, 2437, 2438, 2439, 2440, 2441, 2442, 2443, 2444, 2445, 2446, 2447, 2448, 2449, 2450, 2451, 2452, 2453, 2454, 2455, 2456, 2457, 2458, 2459, 2460, 2461, 2462, 2463, 2464, 2465, 2466, 2467, 2468, 2469, 2470, 2471, 2472, 2473, 2474, 2475, 2476, 2477, 2478, 2479, 2480, 2481, 2482, 2483, 2484, 2485, 2486, 2487, 2488, 2489, 2490, 2491, 2492, 2493, 2494, 2495, 2496, 2497, 2498, 2499, 2500, 2501, 2502, 2503, 2504, 2505, 2506, 2507, 2508, 2509, 2510, 2511, 2512, 2513, 2514, 2515, 2516, 2517, 2518, 2519, 2520, 2521, 2522, 2523, 2524, 2525, 2526, 2527, 2528, 2529, 2530, 2531, 2532, 2533, 2534, 2535, 2536, 2537, 2538, 2539, 2540, 2541, 2542, 2543, 2544, 2545, 2546, 2547, 2548, 2549, 2550, 2551, 2552, 2553, 2554, 2555, 2556, 2557, 2558, 2559, 2560, 2561, 2562, 2563, 2564, 2565, 2566, 2567, 2568, 2569, 2570, 2571, 2572, 2573, 2574, 2575, 2576, 2577, 2578, 2579, 2580, 2581, 2582, 2583, 2584, 2585, 2586, 2587, 2588, 2589, 2590, 2591, 2592, 2593, 2594, 2595, 2596, 2597, 2598, 2599, 2600, 2601, 2602, 2603, 2604, 2605, 2606, 2607, 2608, 2609, 2610, 2611, 2612, 2613, 2614, 2615, 2616, 2617, 2618, 2619, 2620, 2621, 2622, 2623, 2624, 2625, 2626, 2627, 2628, 2629, 2630, 2631, 2632, 2633, 2634, 2635, 2636, 2637, 2638, 2639, 2640, 2641, 2642, 2643, 2644, 2645, 2646, 2647, 2648, 2649, 2650, 2651, 2652, 2653, 2654, 2655, 2656, 2657, 2658, 2659, 2660, 2661, 2662, 2663, 2664, 2665, 2666, 2667, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2673, 2674, 2675, 2676, 2677, 2678, 2679, 26

の画期的改正ができたことも、右箇の重要性の認識による結果であると信ずるものであります。

しかしながら、法の成立は、いまだなお森林の復興充実に資するものではないのでございまして、これが目的を達成することは容易なわけではないのであります。山林の経営は、伐採に達するまで五十年、六十年を要するもので、文字通り百年の大計を立て、その間経営として幾多の難題を乗り越えざるを得ない努力がなければならないのであります。であります。であります。山林経営は、直接営利とか採算のみを目標としたならば、これはとりの長い、割の合わない仕事はおよそないのであります。さればと申しまして、営利採算を無視して、個人に對して、国家公共の福祉のために、犠牲的にのみその奉仕を求め、これはまた、かたきをしめるものであつて、容易にでき得るものではないと考へるのであります。しからば事業の性質上同様にしてはどうかという議論もござい

ますが、これは長年にわたる過去の実績に徴しまして、国営がいかに民営と比較して非能率であつたかということを含みますれば、一日瞭然、その非なることをさぐるべきであります。

これを要するに、森林の整備充実は、一面においていかに国土の保全、国民の福祉に重大なる影響があるところの公共性のあるものであるかという認識を一般国民に徹底的に高めると同時に、他面において、一般森林経営者を志して自発的に造林意欲を旺盛ならしめるように、あらゆる方途を探索して、これをたゞちに実行に移し、国をあげてこれが至上的目的の達成に全力を傾けてこそ初めて可能なものであると信ずるものであります。

ゆゑに政府は、この際この点に注目し、林業の指導助成、林業の特殊性を考慮せる規制の改革等万全の策を立て、国政の大局の見地に立脚して、小事にこだわることなく、確たる信念をもつて適當なる施策を断行し、我が国百年の大計をすまやかに立て、目的の達成に真剣に邁進されんことを期す次第であります。

以上が、本決議案を提案した理由であります。議院の諸君の御理解ある御賛同を衷心より望む次第でござい

す。(拍手)

○議長(林隆治君) 討論の通告があり

ます。これを許します。米原規君。

○米原規君 大だいま上程されました国土緑化推進に関する決議案に對し、日本共産黨を代表しまして、簡単に反対の理由を述べます。

本決議案の中でうたわれております国土の荒廃、山林の過伐、濫伐の根本原因はどこにあるか。これは、われわれが常に唱へて來ました通り、山林の地主的所有、国有林、公有林の不正拂下げによるのであります。われわれは、第三次農地改革を断行して、山林の農民的所有ないし農民管理、こ

ういふやり方によつて大資本の濫伐を防ぐ方策を講じない限り、かかる根柢的な一片の決議に止つて決して日本の緑化ができないと思つております。

第二に、緑化計画と称して、最近では地方の農民、小学生まで動員して、無償でこの緑化と称するものをやつておりますが、しかも、この根本問題を解決されずして、こういうこ

とが行われる限り、單に再び濫伐を繰り返すのみであり、結局は農民に對する大資本の収奪を強化することになるよりはかたいのであります。こ

ういふ欺瞞的な決議案にわれわれは反対するものであります。(拍手)

○議長(林隆治君) これにて討論は終局いたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林隆治君) 起立多数。よつて本案は可決いたしました。

司法書士法の一部を改正する法律案(法務委員提出)

○議長(林隆治君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、法務委員長提出、司法書士法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(林隆治君) 閣下君の動議に御異議ありませんか。

○議長(林隆治君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられ

た。司法書士法の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。法務委員会理事北川定務君。

司法書士法の一部を改正する法律案(司法書士法の一部を改正する法律案)

第七條を次のように改める。

第十五條の次に次の三條を加える。

第六 司法書士の報酬に関する規定第十五條の次に次の三條を加える。

(司法書士の報酬)

第十五條の二 司法書士会は、前條第六号の規定により司法書士の報酬に関する規定を定めたときは、これを、その所在地を管轄する法務局又は地方法務局長を経て、法務総裁に届け出て、その認可を受けなければならない。

2 法務総裁は、前項の届出を受けるときは、司法書士会がその届出の書類を法務局又は地方法務局長に提出した日から二箇月以内、これを認可し、又は認可しない旨の決定をしなければなら

ない。

3 第一項の規定による報酬に関する規定は、前項の期間内に同項の決定がないときは、その期間の経過によりその認可の決定があつたものとみなす。

第十五條の三 司法書士会の役員に、又は司法書士会が設立されてない区域における司法書士は、その報酬については、その事務所の所在地の司法書士会又は法務総裁の指定する司法書士会の報酬に関する規定に従ふなければならない。

第十五條の四 司法書士は、その業務に關して、その所屬し、又は前條の規定により従ふべき司法書士会の報酬に関する規定に反して報酬を受けなければならない。

第十九條第一項中「又は正当の業務に附隨して行ふ場合」を削る。

附則

1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

2 この法律施行の際現に存する司法書士会は、すみやかに、この法律による改正後の司法書士法第十五條の規定により、その会期中に司法書士の報酬に関する規定を定めなければならない。

3 前項の規定による司法書士の報酬に関する規定について、この法律による改正後の司法書士法第十五條の二に規定する法務総裁の認可があるまでは、その司法書士会の区域内における司法書士の報酬の額は、な本従前の例による。

○北川定務君登壇

○北川定務君 大だいま議題と相なりました司法書士法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会を代表いたしまして、その趣旨弁明を申し上げ

ます。

きましては、非司法書士が司法書士の業務を行うことを禁止しておりますが、その除外事項として、第十九條に、他の法律に規定のある場合及び正当の業務に付随して行う場合はこの限りでないとなつております。この除外事項中から、正当業務の付随を削除しようとする理由は、他の法律においてこの文句を削る傾向にあり、今回弁護士の改正におきまして、これを削除した次第でありまして、本改正案もこれにならんとするものであります。

以上が本案の大要であります。何とぞ諸君の御賛成をお願いする次第であります。(拍手)

○議長(林義治君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

この際暫時休憩いたします。
午後四時二十四分休憩

午後七時五十一分開議

○議長(林義治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

会期延長の件
○議長(林義治君) お諮りいたしました。今回の会期は本日をもつて終了することになつておりますが、明二十九日から六月二日まで五日間会期を延長したいと存じ、これを発議いたします。

本件につき発議の通告があります。これを許します。田中鐵之進君。

〔田中鐵之進君登壇〕

○田中鐵之進君 私は、ただいま議長より発議せられた二十五日間の会期延長に對しまして、日本社会党を代表いたしまして反対の意思を表明するものであります。(拍手)

そも／＼今回の第十回会は、いわゆる通常国会として百五十日の長期の会期を持つておたのであります。さらにこの間地方選挙がありまして、一箇月の自然休会を持つた関係から二十日間の延長をいたして、本日をもちつて会期を終了することに相なつておたにもかかわらず、突如として興党側から五日間の会期延長を持ち出したということにつきましては、数時間前に本院を無理やり多数をもつて通過せしめられたところの北海道開発法の一部改正法律案を、無理押しに、会期が切迫いたしました一昨日提案いたしましたのは、ろく／＼委員会における審議も十分に進行することをせずに通過せしめるために提出したものに違ひないのであります。衆議院における運営委員会においては、興党側から、必ずしも北海道開発法の一部改正法律案通過のためにはないとして強弁せられたけれども、小澤運営委員長並びに岡崎官房長官の参議院の運営委員会における発議の内容を見ますならば、このたびの会期延長は、過ぐる地方選挙における北海道知事選挙の敗北を根本的に報復せんとする、かの北海道開発法の改正法律案を無理やり成立せしめようとする、あくまで政略的な意圖に基くものであります。わが党といたしましては、本法の参議院通過成立には、あくまで阻止のために全力を傾注するとともに、このたびの会期延長にはあくまで反対するものであります。

なお今回の会期延長に對しましては、衆参両院に、なお多数の議員提出法案が審議中にあるというところから、これを成立させることが必要であるという理由も、ある委員から述べられておるものであります。しかし、現に衆議院大蔵委員会に係属されております農林中央金庫法の一部改正法律案のごとく、自由党、民主党、社会党の各党共同提案にかかつておる法案が、すでに会期の最初から提出されておるにもかかわらず、提案者である自由党内において、いままおこの内容に對してとかく議論をいたしまして、これが通過成立のために、興党側がむしろ妨害行動を行つておるといふような事実があるものであります。われわれは、こういうような興党側の態度こそ改むべきであると思つております。まして、警察法その他重要法案が審議終了になるおそれありといたしますならば、これは非常な遅れに提出して参りましたところの政府並びに興党の責任にあるのであります。われわれは、こうした政府並びに興党の怠慢を合理化するための会期延長に對しては絶対に賛成するわけには参らないのであります。

さらにこのたびの会期延長が、新聞紙の伝えるところによれば、興党のいわゆる参議院民主体に対する工作であるいは自由党の党内事情にかかつておるところのその意味においても明らかに政略的な延長であるといふことを考えますならば、われわれは断じて承服はできないのであります。過ぐる予算委員会における大蔵大臣の言明においても明らかのように、近く一千億に近い補正予算を提出しなければならぬ情勢に迫り込まれておるのであります。もし本会期中に成立しない案件があるとしたしますならば、これは来るべき臨時国会において十分審議せしめることができるのであります。この意味からしても、すみやかにこの会期を終了いたしまして、臨時国会を早期に開催すべきである。私は、そういう見地に立ちまして、この会期延長に對しましては反対をするものであります。

なお私がこの際政府並びに興党に警告を発したいのは、先般出ました地域給に関する人事院の勧告につきましても、いまだに関係法律案の提出をいたさないというような、そのための努力をきわめて怠つておるところの政府興党の態度に警告をいたしまして、わが党は、今回の五日間の会期延長に對しましては断固として反対の意思を表明するものであります。(拍手)

○議長(林義治君) 本件につき採決いたします。会期を五月二十九日から六月二日まで五日間延長するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林義治君) 起立多数。よつて会期は五日間延長するに決しました。(拍手)

税理士法案(川野芳満君外四名提出)

○議長(林義治君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、川野芳満君外四名提出、税理士法案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(林義治君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。税理士法案を議題といたします。委員長報告を求めます。大蔵委員理事西村直己君。

税理士法案
税理士法

第一章 総則(第一條―第四條)
第二章 税理士試験(第五條―第十七條)

第三章 登録(第十八條―第二十九條)
第四章 税理士の権利及び義務(第三十條―第四十三條)

第五章 税理士の責任(第四十四條―第四十八條)
第六章 雑則(第四十九條―第五十六條)

第七章 罰則(第五十七條―第六十三條)

附則 第一章 総則
(税理士の職責)

第一條 税理士は、中正な立場において、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務を適正に実現し、納税に関する道義を高めるように努力しなければならない。

(税理士の業務)

第二條 税理士は、他人の求めに応じて、所得税、法人税、相続税、富税、附加税、市町村民税、固定資産税、事業税、特別所得税又は法令で定めるその他の租税(以下「租税」という。)に關し左に掲げる事務を行うことを業とする。

(以下この業務を「税理士業務」という。)

一 申告、申請、再調査若しくは審査の請求又は異議の申立、過誤納税金の還付の請求その他の事項（訴訟を除く。）につき代理すること。（以下この事務を税務代理といふ。） 二 申告書、申請書、請求書その他の税務官公署（税関官署を除く。）以下同じ。に提出する書類を作成すること。（以下この事務を「税務書類の作成」といふ。） 三 第一号に規定する事項につき相談に應ずること。（以下この事務を「税務相談」といふ。） 第三條 左の各号の一に該当する者は、税理士となる資格を有する。但し、第三号又は第四号の規定に該当する者については、更に国税（関税及びくんと税を除く。以下第四條、第五十四條及び第四十六條の場合を除き同じ。）若しくは地方税又は会計に関する事務に従事した期間が通算して二年以上になることを必要とする。 一 弁護士 二 公認会計士 三 税理士試験に合格した者 四 第七條又は第八條の規定による税理士試験の免除科目が第六條に掲げる試験科目の全部に及ぶ者 五 弁護士法（昭和二十四年法律第二十五号）第七條第一項又は第二項の規定により同法第三條に規定する事務を行うことができる者及び公認会計士法（昭和二十三年法律第三十三号）第十六條の第二項の規定により同法第二條に規定する業務を行うことができる者は、この法律の規定の適用については、それぞれ弁護士及び公認会計士とみなす。	（欠格事項） 第四條 左の各号の一に該当する者は、前條の規定にかかわらず、税理士となる資格を有しない。 一 未成年者 二 禁治産者及び准禁治産者 三 破産者若しくは復権を得ないもの 四 国税若しくは地方税に関する法令、この法律又は旧税務代理士法、昭和十七年法律第四十六号（明治三十二年法律第六十六号）の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しないもの 五 国税若しくは地方税に関する法令、この法律若しくは旧税務代理士法の規定により罰金の刑に処せられた者又は国税犯罪取締法（明治三十二年法律第六十六号）（地方税法、昭和二十五年法律第二十六号）において適用する場合を含む。若しくは關稅法（明治三十二年法律第六十一号）（關稅法、明治三十二年法律第八十八号）において適用する場合を含む。の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受けた者で、それぞれその刑の執行を終り、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過しないもの 六 国税又は地方税に関する法令、この法律及び旧税務代理士法以外の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの 七 懲戒処分により、税理士の登録を取り消され、若しくは税務代理士の許可を取り消され、又は税務代理士会から退会処分を受けた者で、これらの処分が確定した日から三年を経過しないもの 八 懲戒処分により、国税若しくは地方公共団体の職員を免職（罷免その他の免職に相当する処分を含む。）され、弁護士会から除名され、公認会計士の登録をまつ消され、計理士の業務を禁止され、若しくはその登録をまつ消され、弁理士の業務を禁止され、司法書士の認可を取り消され、又は行政書士の登録を取り消された者で、これらの処分が確定した日から三年を経過しないもの 九 税理士の登録の申請を却下された者のうち、第十二條第四項の規定に該当する者又は第二十五條第一項の規定により税理士の登録を取り消された者で、これらの処分が確定した日から三年を経過しないもの 第二章 税理士試験（受験資格） 第五條 左の各号の一に該当する者は、税理士試験を受けることができる。 一 計理士、会計士補及び会計士補となる資格を有する者 二 税務官公署における事務又は他の行政事務に従事した期間が通算して三年以上になる者 三 行政機関において政令で定める行政検査、金融検査又は社会その他の団体の経理に関する行政事務に従事した期間が通算して五年以上になる者	四 銀行、信託会社、保険会社又は特別の法律により設立された金融業務を営む法人において政令で定める貸付その他の資金の運用（貸付先の経理についての審査を含む。）に関する事務に従事した期間が通算して五年以上になる者 五 法人（国又は地方公共団体の特別会計を含む。）又は事業を営む個人の政令で定める会計に関する事務に従事した期間が通算して五年以上になる者 六 税理士、税務代理士、弁理士、公認会計士又は計理士の業務の補助の事務に従事した期間が通算して五年以上になる者 七 弁理士の業務に従事した期間が通算して五年以上になる者 八 司法書士又は行政書士の業務に従事した期間が通算して十年以上になる者 九 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）、旧高等學校令（大正七年勅令第三百八十九号）若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）の規定による大学、大学予科、高等學校高等科若しくは専門學校又は政令で定めるこれらの學校と同等以上の學校（以下「大学等」といふ。）を卒業し、又は修了した者で、これらの學校において法律學又は經濟學を修めたもの 十 司法試験第二次試験又は高等試験法律試験に合格した者 十一 税理士試験委員が法律學又は經濟學に關し前二號に掲げる者と同等以上の學識を有するものと認定した者	二 前項第二号から第八号までに規定する事務又は業務の二以上に従事した者は、それぞれ当該業務又は業務についてこれらの号に規定する年数を十年とする割合により年数を換算してこれらの事務又は業務の二以上に従事した期間を通算した場合に、その期間が十年以上になるときは、税理士試験を受けることができる。 三 前二項の規定の適用については、第二項第二号から第八号までに規定する事務又は業務に類する事務又は業務として税理士試験委員の認定を受けた事務又は業務は、それぞれ前項第二号から第八号までに規定する事務又は業務とみなす。 四 第一項第十一号又は前項に規定する税理士試験委員の認定を受ける手続については、大蔵省令で定める。 （試験の目的及び試験科目） 第六條 税理士試験は、税理士となるのに必要な學識及びその应用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、左に掲げる科目について行ふ。 一 所得税法、法人税法、相続税法、富徴税法、国税徴収法、地方税法のうち附加価値税に関する部分及び地方税法のうち固定資産税に関する部分（以下「税法」といふ。）のうち受験者の選択する三科目。但し、所得税法又は法人税法のいずれか二科目を必ず選択しなければならない。 二 会計學のうち簿記論及び財務諸表論（以下「会計學」といふ。）の二科目（一部免除） 第七條 税理士試験において試験科目	二 前項第二号から第八号までに規定する事務又は業務の二以上に従事した者は、それぞれ当該業務又は業務についてこれらの号に規定する年数を十年とする割合により年数を換算してこれらの事務又は業務の二以上に従事した期間を通算した場合に、その期間が十年以上になるときは、税理士試験を受けることができる。 三 前二項の規定の適用については、第二項第二号から第八号までに規定する事務又は業務に類する事務又は業務として税理士試験委員の認定を受けた事務又は業務は、それぞれ前項第二号から第八号までに規定する事務又は業務とみなす。 四 第一項第十一号又は前項に規定する税理士試験委員の認定を受ける手続については、大蔵省令で定める。 （試験の目的及び試験科目） 第六條 税理士試験は、税理士となるのに必要な學識及びその应用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、左に掲げる科目について行ふ。 一 所得税法、法人税法、相続税法、富徴税法、国税徴収法、地方税法のうち附加価値税に関する部分及び地方税法のうち固定資産税に関する部分（以下「税法」といふ。）のうち受験者の選択する三科目。但し、所得税法又は法人税法のいずれか二科目を必ず選択しなければならない。 二 会計學のうち簿記論及び財務諸表論（以下「会計學」といふ。）の二科目（一部免除） 第七條 税理士試験において試験科目
---	--	---	--	--

目のうちの一部の科目について政令で定める基準以上の成績を得た者に對しては、その申請により、その後に行われる税理士試験において当該科目の試験を免除する。

第八條 左の各号の一に該当する者に對しては、その申請により、税理士試験において当該各号に掲げる科目の試験を免除する。

一 大学等において法律学又は財政学に属する科目の教授、助教又は講師の職にあつた期間が通算して三年以上になる者及び法律学又は財政学に属する科目に関する研究により学位を授與された者については、税法に属する科目

二 大学等において商学に属する科目の教授、助教又は講師の職にあつた期間が通算して三年以上になる者及び商学に属する科目に関する研究により学位を授與された者については、会計学に属する科目

三 会計士補及び会計士補となる資格を有する者については、会計学に属する科目

四 計理士の業務に従事した期間が通算して五年以上になる者については、会計学に属する科目

五 所得税、法人税、相続税若しくは富税の試験又は国税に関する税法の立案に関する行政事務に従事した期間が通算して十年以上になる者については、税法に属する科目のうち国税に関するもの

六 国税に関する行政事務のうち前号に掲げる事務以外の事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者については、税法に属する科目のうち国税に関するもの

るもの

七 附加価値税若しくは固定資産税の試験又は地方税に関する税法の立案に関する行政事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者については、税法に属する科目のうち地方税に関するもの

八 前号に掲げる事務に従事した期間が通算して十年以上になる者については、税法に属する科目のうち地方税に関するもの

九 地方税に関する行政事務のうち、第七号に掲げる事務以外の事務にもつぱら従事した期間が十年以上になる者については、税法に属する科目のうち地方税に関するもの

二 前項第一号、第二号又は第四号から第九号までに規定する職、業務又は事務のうち、試験の免除科目を同じくする職、業務又は事務の二以上に従事した者に対しては、それぞれ当該職、業務又は事務についてこれらの号に規定する年数を十年とする割合により年数を換算してこれらの職、業務又は事務の二以上に従事した期間を通算した場合に、その期間が十年以上になるときは、その申請により、税理士試験において当該科目の試験を免除する。この場合において、第一号又は第七号に規定する職又は事務に従事した者については、当該職又は事務に従事した期間を税法に属する科目のうち国税に関するもの又は地方税に関するものとし、これを免除する他の事務に従事した期間に通算することができるものとす。

(受験手数料)

第九條 税理士試験を受けようとする者は、五百円を受験手数料として納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験

手数料は、税理士試験を受けなければならない場合において返付しない。

(合格の取消等)

第十條 税理士試験委員は、不正の手段によつて税理士試験を受け、又は受けたとされた者に對しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

2 税理士試験委員は、前項の規定による処分を受けた者に對し、情状により三年以内の期間を定めて税理士試験を受けることができないものとすることができ。

(合格証書等)

第十一條 税理士試験に合格した者には、当該試験に合格したことを証する証書を授與する。

2 試験科目のうちの一部の科目について政令で定める基準以上の成績を得た者には、その基準以上の成績を得た科目を通知する。

(試験の執行)

第十二條 税理士試験は、税理士試験委員が行う。

2 税理士試験は、毎年十月以上行なう。

(税理士試験委員)

第十三條 国税庁に税理士試験委員(以下試験委員という)を置く。

2 試験委員は、税理士試験の執行に関する事項その他この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。

3 試験委員は、委員長及び常任委員二人をもつて組織する。

4 税理士試験を行う場合には、税理士試験の問題の作成及び採点を行使するため、臨時委員十五人以上を試験委員に加えることができる。

5 委員長及び常任委員は、国税に

関し学識経験のある者のうちから大蔵大臣が任命する。

6 臨時委員は、税理士試験を行うに對して必要な学識経験のある者のうちから試験委員が推薦した者について、大蔵大臣が任命する。

7 委員長は、試験委員を代表し、その事務を総括する。

8 試験委員の事務に関する決定は、委員長及び常任委員の過半数の議決により。但し、税理士試験の問題の作成及び採点は、試験委員の定めるところにより、委員長、常任委員及び臨時委員が分担して行う。

(委員長の任期)

第十四條 委員長及び常任委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の後任の委員長又は補欠の常任委員の任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、税理士試験の執行ごとに任命し、その事務が終了したときは、退任するものとする。

(委員長の職務)

第十五條 委員長、常任委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(試験委員の職務)

第十六條 試験委員の職務は、国税庁長官官房においてつかさどる。

(試験の細目)

第十七條 この法律に定めるものの外、税理士試験の受験に関する細目については、大蔵省令で定める。

第三節 登録

(登録)

第十八條 税理士となる資格を有する者が、税理士となるには、税理士名簿に氏名、生年月日、事務所その他大蔵省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(税理士名簿)

第十九條 税理士名簿は、国税庁に備える。

2 税理士名簿の登録は、国税庁長官が行う。

(変更登録)

第二十條 税理士は、第十八條の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく変更の登録を申請しなければならない。

(登録の申請)

第二十一條 第十八條の規定による登録を受けようとする者は、大蔵省令で定める様式によつて作成した登録申請書、その住所を管轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

2 前項の規定による登録申請書には、その副本二通を添附するものとし、税務署長は、当該申請書を受理したときは、遅滞なく当該副本一通ずつを当該申請者の住所地を管轄する市町村(特別区及び全部事務組合を含む。以下同じ。及び市道府県の長に送付するものとする。

(登録に関する決定)

第二十二條 国税庁長官は、前條第一項の規定による登録申請書を受理した場合においては、当該申請者が税理士となる資格を有し、且つ、第二十四條各号の規定に該当しない者であると認めたときは、税理士名簿に登録し、当該申請者が税理士となる資格を有せず、又は同條各号の一に該当する者であると認めたとしたときは、当該登録の申請を却下しなければならない。

2 国税庁長官は、前項の規定により登録の申請を却下しようとするときは、あらかじめ当該申請者に

その旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を與えなければならぬ。

3 国税庁長官は、第一項の規定により税理士名簿に登録したときは、当該申請者に税理士証票を交付し、同項の規定により登録の申請を却下するときはその理由を附記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。

4 国税庁長官は、第一項の規定により登録の申請を却下する場合において、当該申請者が登録を受ける資格に関する重要事項について、記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をして前條第一項の規定による登録申請書を提出した者であるときは、前項の規定による通知の書面においてその旨を明らかにしなければならない。

(国と地方公共団体との間の通知) 第二十三條 市町村及び都道府県の長は、第二十一條第一項の規定による登録申請書を提出した者が税理士となる資格を有せず、又は第二十四條各号の一に該当する者であると認めるときは、その事実を国税庁長官に通知しなければならない。

2 国税庁長官は、前條第一項の規定により登録の申請を却下したときは、その旨を当該申請者の住所を管轄する市町村及び都道府県の長に通知しなければならない。

(登録拒否事由) 第二十四條 左の各号の一に該当する者は、税理士の登録を受けることができない。

一 構成処分により、弁護士、公認会計士、計理士、弁理士、司法書士又は行政書士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの

二 報酬のある公職(国会又は地方公共団体の議会の議員の職及び非常勤の職を除く。以下同じ)についている者

三 国税又は地方税を免かれ、若しくは免かれようとして、又は免かれさせ、若しくは免かれさせようとした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの

四 国税若しくは地方税又は会計に関する事務について刑罰法令にふれる行為をした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの

五 心身の故障により税理士業務を行へることが適正を欠く虞がある者

六 税理士の信用又は品位を害する虞があり、その他税理士の職責に照らし税理士としての適格性を欠く者

(登録の取消) 第二十五條 国税庁長官は、税理士の登録を受けた者が、登録を受ける資格に関する重要事項について、記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をして第二十一條第一項の規定による登録申請書を提出し、その申請に基づき当該登録を受けた者であることが判明したときは、当該登録を取り消すことができる。

2 第二十二條第二項の規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。

(登録のまつ消) 第二十六條 国税庁長官は、税理士が左の各号の一に該当することとなつたときは、遅滞なくその登録をまつ消しなければならない。

一 死亡したとき

二 死亡したとき

三 第四條第二号から第六号まで又は第八号の一に該当することとなつたとき

四 前條第一項の規定による登録の取消又は第四十五條第一項若しくは第四十六條第一項の規定による登録の取消の処分が確定したとき

2 税理士が前項第一号から第三号までの一に該当することとなつたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なくその旨を国税庁長官に届け出なければならない。

(登録及び登録のまつ消の公告) 第二十七條 国税庁長官は、税理士の登録をしたとき、及び当該登録をまつ消したときは、遅滞なくその旨及び登録をまつ消した場合にその事由を官報をもつて公告しなければならない。

(税理士証票の返還) 第二十八條 税理士の登録がまつ消されたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく税理士証票を国税庁長官に返還しなければならない。

2 税理士が第四十三條の規定に該当することとなつた場合又は第四十五條第一項若しくは第四十六條第一項の規定による登録の取消の処分が確定した場合には、税理士業務の停止の処分を受け当該処分が確定した場合において、また同様とする。

2 国税庁長官は、前項後段の規定に該当する税理士が税理士業務を行つことができることとなつたときは、その申請により、税理士証票をその者に再交付しなければならない。

(登録の細目) 第二十九條 この法律に定めるものの外、登録の手続、登録のまつ消、税理士名簿、税理士証票その他登録に関する細目については、大蔵省令で定める。

第四章 税理士の権利及び義務 第三十條 税理士は、税務代理をする場合においては、その行為について代理の権限を有することを明示する書面を税務官公署に提出しなければならない。

(特別の委任を受ける事項) 第三十一條 税理士は、税務代理をする場合において、左に掲げる行為をするときは、特別の委任を受けなければならない。

一 再調査若しくは審査の請求、異議の申立又は訴願の取下げ、二 過渡納税金の還付の請求及びその受領、二 代理人の選任

(税理士証票の呈示) 第三十二條 税理士は、税務代理をする場合において、税務官公署の職員と面談するときは、税理士証票を呈示しなければならない。

(署名押印の義務) 第三十三條 税理士は、税務代理をする場合において、租税に関する申告書、申請書、請求書その他の書類を作成して税務官公署に提出するときは、当該書類に署名押印しなければならない。

3 税理士は、税務書類の作成をしたときは、当該書類に署名押印しなければならない。

2 税理士は、税務書類の作成をしたときは、当該書類に署名押印しなければならない。

3 税理士は、前二項の規定により署名押印するときは、税理士である旨を附記しなければならない。この場合においては、当該税理士が弁護士又は公認会計士であるときは、弁護士たる税理士又は公認会計士たる税理士である旨を附記しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による署名押印の有無は、当該書類の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

5 第一項後段の規定は、法人税法第二十五條の二又は地方税法第四十條の規定(法人の代表者等の自己押印)の適用を妨げるものと解してはならない。

(調査の通知) 第三十四條 税務官公署の当該職員は、青色申告書の提出を認められていない者について、当該申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合において、当該租税に関し第三十條の規定にある書面を提出している税理士があるときは、あわせて当該税理士に対しその調査の日時場所を通知しなければならない。

2 前項において「青色申告簿」とは、所得税法第二十六條の三第一項、法人税法第二十五條第一項又は地方税法第五十二條第一項に規定する申告書をいう。
(意見の聴取)

第三十五條 国税庁協議官又は国税局協議官の協議官は、所得税法、法人税法、相続税法、昭和二十五年度法律第七十三号）又は富税税法（昭和二十五年法律第七十四号）の規定による審査の請求に係る申案について調査する場合において、当該審査の請求に関し第三十條の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該税理士に対し当該申案に関し意見を述べる機会を與えなければならぬ。

(脱税阻害の禁止)
第三十六條 税理士は、脱税につき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならぬ。

(信用失墜行為の禁止)
第三十七條 税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならぬ。

(秘密を守る義務)
第三十八條 税理士は、正当な理由がなく、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は利用してはならぬ。税理士でなくした後ににおいても、また同様とする。

(報酬の制限)
第三十九條 税理士は、何らの名義をもつてするを問はず、税理士業務に關し、国税庁長官が定める額をこえて報酬を受けてはならぬ。

2 国税庁長官は、前項の報酬のう

ち地方税に關するものの額を定めるときは、地方財政委員会に協議しなければならない。

3 国税庁長官は、第一項の報酬の額を定めたときは、これを告示しなければならない。

(事務所設置の義務)
第四十條 税理士は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。

2 税理士は、税理士業務を行うための事務所を二以上設けてはならない。但し、特に必要がある場合において、大蔵省令で定める手続により国税庁長官の許可を受けたときは、この限りでない。

(報酬作成の義務)
第四十一條 税理士は、税理士業務に關して報酬を作成し、左の各号に掲げる事務の区分に応じて当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 税務代理 一件ごとに、委託者の住所及び氏名又は名称、委託を受けた年月日、事件の要領及びそのてん末、報酬金額並びに事件の終了年月日

二 税務書類の作成及び税務相談 一件ごとに、委託者の住所及び氏名又は名称、委託を受けた年月日並びに報酬金額

2 前項の報酬は、閉鎖後五年間保存しなければならない。
(業務の制限)
第四十二條 国税又は地方税に關する行政事務に従事している税理士は、在職中自己の關與した事件について税理士業務を行つてはならない。

(業務の停止)
第四十三條 税理士は、懲戒処分により、弁護士、公認会計士、計理

士、弁理士、司法書士又は行政書士の業務を停止された場合においては、その処分を受けている間、税理士業務を行つてはならない。税理士が報酬のある公職につき、その職にある間においても、また同様とする。

第五章 税理士の責任
(懲戒の制限)
第四十四條 税理士に対する懲戒処分は、左の三種とする。

一 警告
二 一年以内の税理士業務の停止
三 登録の取消
(脱税阻害等をした場合の懲戒)
第四十五條 国税庁長官は、税理士が、故意に、真正の事実を反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第三十六條の規定に違反する行為をしたときは、一年以内の税理士業務の停止又は登録の取消の処分をすることができ

2 国税庁長官は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、警告又は一年以内の税理士業務の停止の処分をすることができ

3 第三十二條第二項の規定は、前二項の規定による処分をする場合に準用する。

4 国税庁長官は、第一項又は第二項の規定による処分をするときは、その理由を附記した書面により、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。

(一般の懲戒)
第四十六條 国税庁長官は、前條第一項又は第二項の規定に該當する場合を除く外、税理士が、この法律又は同法若しくは地方税に關する法令の規定に違反したときは、

第四十四條各号に掲げる懲戒処分をすることができ

2 第二十二條第二項及び前條第四項の規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。
(調査の申出)
第四十七條 何人も、税理士について、第四十五條第一項若しくは第二項又は前條第一項の規定に該當する事実があると認めるときは、国税庁長官に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(懲戒処分の公告)
第四十八條 国税庁長官は、第四十五條第一項若しくは第二項又は第四十六條第一項の規定による警告又は税理士業務の停止の処分を確定したときは、遅滞なくその旨を官報をもつて公告しなければならない。

第六章 雜則
(税理士会及び税理士会連合会)
第四十九條 税理士は、各国税局の管轄区域内の区域を基礎としてその区域内に事務所を有する税理士を会員とする税理士会と稱する民法明治三十九年法律第八十九号）第三十四條の規定による法人を設立することができる。

2 税理士会は、各国税局の管轄区域内の区域を基礎として設立された税理士会を各国税局について一以上会員として含む税理士会連合会と稱する民法第三十四條の規定による法人を設立することができる。

3 税理士会連合会は、定款で定めるところにより、税理士会以外の者をその会員とすることができ

4 税理士会及び税理士会連合会

は、税理士の職責にかんがみ、この法律の規定による税理士の業務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため会員の指導及び連絡に關する事務を行うことを目的とする。

5 税理士会及び税理士会連合会は、税務行政その他国税若しくは地方税又は税理士に關する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答覆することができ

(臨時の税務書類の作成等)
第五十條 国税局長（地方税については、地方公共団体の長）は、租税の申告時期において、又はその管轄区域内に災害があつた場合その他特別の必要がある場合においては、申告者等の便宜を図るため、税理士以外の者に對し、その申請により、二月以内の期間を限り、且つ、租税の税額を指定して、無報酬で課税標準若しくは税額に關する申告書、申請書、請求書その他税務官公署に提出する書類又は租税の減免若しくは徴収額子に關する申請書の作成及びこれに關連する税務相談に應ずることが許可することができる。但し、その許可を受けることができる者は、地方公共団体の職員及び民法第三十四條の規定による法人その他の法令で定める法人その他の団体の役員又は職員に限るものとする。

2 第三十三條第二項及び第四項、第三十六條並びに第三十八條の規定は、前項の規定による許可を受けた者に準用する。

(税理士業務の制限)
第五十一條 税理士でない者は、前條第一項の規定による許可を受け

場合を除く外、税理士業務を行つてはならない。

（名称の使用制限）
第五十一條 税理士でない者は、税理士又はこれに類似する名称を用いてはならない。

2 税理士会及び税理士会連合会でない団体は、税理士会若しくは税理士会連合会又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

3 前二項の規定は、税理士でない者並びに税理士会及び税理士連合会でない団体は他の法律の規定により認められた名称を用いることを妨げるものと解してはならない。

（税理士の使用人等の秘密を守る義務）
第五十二條 税理士の使用人その他の従業者は、正当な理由がなく、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士の使用人その他の従業者でなくつた後においても、また同様とする。

（監督上の措置）
第五十三條 国税庁長官は、税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、税理士若しくは税理士会、税理士会連合会その他の税理士の組織する団体若しくはその連合会から報告を徴し、これらの団体に対しその行う事業について勧告し、又は当該職員をして税理士に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定による報告の徴取、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則）
第五十四條 第二十二條第一項、第二十五條第一項、第四十五條第一項若しくは第二項又は第四十六條第一項の規定による処分を受けた者は、当該処分に関する通知を受けた日から一月以内に、訴願法（明治二十三年法律第五号）の規定に

より大蔵大臣に訴願をすることができ、

2 第三十二條第二項の規定は、前項の規定による訴願の裁決（却下の裁決を除く）を不服の場合に適用する。

（事務の委任）
第五十五條 国税庁長官は、第四十條第二項但書又は第五十四條第一項の規定によりその権限に属せしめられた事務の一部を国税局長又は税務署長をして取り扱わせることができる。

2 国税庁長官は、前項の規定により事務の一部を国税局長又は税務署長をして取り扱わせることとしたときは、その旨を告示しなければならない。

第七章 罰則
第五十七條 第三十六條（第五十條第二項において準用する場合を含む）の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十八條 第五十一條の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十九條 左の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八條、第五十條第二項において準用する場合を含む、の規定に違反した者
二 第五十三條の規定に違反した者
三 第六十條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

分が確定した場合において、その処分を違反して税理士業務を行つた者
第六十一條 左の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十二條第一項の規定に違反した者
二 第五十二條第二項の規定に違反した者
三 第六十二條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第四十一條第一項の規定による帳簿を作成せず、又はこれに同項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者
二 第五十四條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
第六十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十八條、第六十條第一号、第六十一條第二号又は前條第一号若しくは第二号の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に關し相當の注意及び監督がなされたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

2 税務代理士法は、廃止する。但し、同法第四條第一項の規定による税務代理士の許可に関する規定は、この法律施行の日から通算して三月間は、なおその効力を有し、その期間の満了の日までに同項の規定による許可を申請した者については、昭和二十七年三月三十一日まで、なおその効力を有する。

3 税務代理士法の廃止前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 左に掲げる者（弁護士及び公認会計士である者を除く）は、第三十條の規定にかかわらず、税理士となる資格を有するものとする。但し、これらの者は、第二十二條第一項の規定にかかわらず、政令で定める三十時間以上の税法に関する講習又は研修を経た後でなければ、税理士の登録を受けることができない。

一 この法律施行の際現に旧税務代理士法の規定による税務代理士の許可を受けている者
二 第二項但書の規定に基づきなおその効力を有する旧税務代理士の法の規定による税務代理士の許可を受けた者

5 この法律施行の際現に旧税務代理士法の規定による税務代理士の許可を受けている者は、地方公共団体の職員である者で、従事した期間又は事務は地方税の賦課に關する事務に従事した期間がそれぞれ通算して十五年又は二十年以上になるものは、政令で定める基準により税法及び会計學に關し税理士試験の合格者と同等以上の學識を有する旨の試験委員の認定を受けた場合に限り、第三十條の規定にかかわらず、税理士となる資格を有するものとする。

6 前項に規定する者は、同項の規定による試験委員の認定を受けようとするときは、この法律施行の日から起算して三月以内に、大蔵省令で定める手続により、その認定を試験委員に申請しなければならない。

7 試験委員は、前項の規定による認定申請に基づき第五項の規定による認定をしたときは、又はその認定をしなかつたときは、その旨を申請者に通知する。

8 昭和二十六年六月三十日以前に

実施された公認会計士第三次試験又は特別公認会計士試験に合格した公認会計士は、第二十二條第一項の規定にかかわらず、政令で定める三十時間以上の税法に関する講習又は研修を経た後でなければ、税理士の登録を受けることができる。

9 左に掲げる者については、この法律施行の日から起算して三月間（その期間内に第二十一條第一項の規定による登録の申請をした場合には、当該申請に基づき税理士の登録を受けた日又は当該申請の却下の処分が確定した日）までの期間）は、この法律施行の日において「税理士」とみなすものとし、この法律の規定（税理士の登録及び税理士新製に関する規定を除く）を適用する。この場合において、これらの者がこの法律施行の際現に税理士業務を行つたための事務所を二以上設けていたときは、この法律施行の日においてその設置について第四十條第二項但書の規定による国税庁長官の許可を受けたものとみなす。

一 第四項第一号に掲げる者
二 この法律施行の際現に税務代理業を行つていた弁護士
三 この法律施行の際現に旧税務代理士法の規定による税務代理士の許可を受けている公認会計士

10 前項前段の規定は、第四項第二号に掲げる者に準用する。この場合において、前項前段中「この法律施行の日」とあるのは、「旧税務代理士法の規定による税務代理士の許可を受けた日」と読み替へるものとする。

11 前二項の規定は、第四條の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

12 旧税務代理士法に基づく税務代理士会は、この法律施行の日において第四十九條第四項に規定する事務を行つことを目的とする法人となつたものとす。

13 前項の法人（以下「旧税務代理士

会」という。）は、この法律施行の日において、この法律の規定（税理士の登録及び税理士新製に関する規定を除く）を適用する。この場合において、これらの者がこの法律施行の際現に税理士業務を行つたための事務所を二以上設けていたときは、この法律施行の日においてその設置について第四十條第二項但書の規定による国税庁長官の許可を受けたものとみなす。

一 第四項第一号に掲げる者
二 この法律施行の際現に税務代理業を行つていた弁護士
三 この法律施行の際現に旧税務代理士法の規定による税務代理士の許可を受けている公認会計士

10 前項前段の規定は、第四項第二号に掲げる者に準用する。この場合において、前項前段中「この法律施行の日」とあるのは、「旧税務代理士法の規定による税務代理士の許可を受けた日」と読み替へるものとする。

11 前二項の規定は、第四條の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

12 旧税務代理士法に基づく税務代理士会は、この法律施行の日において第四十九條第四項に規定する事務を行つことを目的とする法人となつたものとす。

13 前項の法人（以下「旧税務代理士

100

10

100

2 前項の規定により税理士業務を

新第五十二條中「前條第一項の規定による許可を受けた場合」を「この法律に別段の規定がある場合」に改める。

る。相則第三十一項を次のように改め
31 弁護士法の一部を次のように改
正する。
第三條第二項中「税務代理士を
「税理士」に改める。
第六條第三号中「税務代理士で
あつて許可を取り消され」、「税
理士であつて登録を取り消され」
に改める。
第八十三條中「公認会計士の登
録をまつ消された者とみなし」の
下に「従前の税務代理士法（昭和
十七年法律第四十六号）の規定に
より税務代理士の許可を取り消さ
れた者は、懲戒の処分により税理
士の登録を取り消されたものとみ
なし」を加える。
税理士法案（川野芳雄君外四名提出）
に關する報告書
〔最終号の附録に掲載〕
（西村貞己君發願）
○西村貞己君 たいま議論となりま
した税理士法案について、大蔵委員會
における審議の経過並びに結果を御報
告申し上げます。
この法案は、戦後、申告納税制度及
び青色申告制度の実施等、租税制度に
根本的な改正が行われ、これに伴ひま
した「税務代理士の職責はますます重加
し、その素質の向上をはかる必要が強
く要望されるに至つたことにかんが
み、現行の税務代理士法を廃止して、
新たに「税理士法」を制定し、申告納税制
度等の健全な発展をはかるためであり
ます。税理士の取扱ひ業務に、因應さ
れます。税理士の地方振興に關する事務を前
加することし、次に税理士となるた
めには、弁護士及び公認会計士を総
き、原則として試験制度を採用するこ
と、税理士の権利及び義務を明確にす

ること。税理士は国税庁長官の監督に服することとあります。

この法案は、川野芳満君外四名の提出にかゝるものでありまして、去る三月三十日、提出者三宅剛義君より提案理由の説明を聴取し、同三十一日質疑を行つたのでありますが、質疑応答の詳細に關しては速記録に譲ります。

次いで本月二十八日、本法案に關し修正案が提出されました。その修正案は、弁護士につきましては、所屬弁護士会を経て国税局長に通知することにより税理士業務を行うことができることとし、この場合、税理士業務を行う範圍において、本法中必要の規定を適用することとしたものとするものであります。

次いで、討論を省略の上、修正案及び修正部分を除く原案について採決をいたしましたところ、起立多数をもつて修正議決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(林護治君) 採決いたしました。本案の委員長報告は修正であり、本案を委員長の報告の通り決めます。本案を委員長の報告の通り決めます。賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(林護治君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

○福永健司君 日附第二は延期し、本日はこれにて散会せられんことを望みます。

○議長(林護治君) 嗣水君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○議長(林護治君) 御異議なしと認めます。よつて動議のこゝく決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後八時一分散会

出閣國務大臣
建業大臣 增田甲子七君
國務大臣 岡東 英雄君
出席政府委員
法務府民事局長 村上 朝一君
法務府人倫 戸田 正直君
樞密局長 西川萬五郎君
大藏政務次官 島村 軍次君
陸林政務次官 首藤 新八君
通商産業政務次官 石原 武夫君
通商産業省通 商企業局長 玉置 敬三君
通商産業省通 商總務局長 黒田 靜夫君
通商省港務局長 黒田 靜夫君
朗読を省略した報告
一、昨二十七日次の法律の公布を奏上し、その旨を議院に通知した。
外國保護事業法律に關する法律の一部を改正する法律
一、去る二十六日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。
内閣委員
池田 勇人君 河田 堅治君
人事委員 加藤 充君
地方行政委員 淺沼稻次郎君
文部委員 上村 進君
文部委員 前田榮之助君
逓遞委員 門司 亮君
玉置 信一君 岡田 直君
建設委員 中島 茂喜君 佐々木重三君
池田 峯雄君
一、去る二十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員
玉置 信一君 池田 峯雄君
人事委員 上村 進君
地方行政委員 門司 亮君
法務委員 加藤 充君
文部委員 佐々木重三君

田中 勇人君 津沼稻次郎君
 郵政委員 中島 茂喜君
 建設委員 田山 直君 前田榮之助君
 河田 賢治君
 一、去る二十六日議員から次の調査は
 委員会に審査を依頼されたい旨の要
 求書を受領した。
 園土緑化推進に関する決議案
 森幸太郎君外十名
 一、昨二十七日参議院に送付した本院
 提出案は次の通りである。
 住宅金融公庫法の一部を改正する法
 律案
 一、昨二十七日参議院に送付した内閣
 提出案は次の通りである。
 租税特別措置法の一部を改正する法
 律案
 一、昨二十七日予備審査のため次の本
 院議員が提出案を参議院に送付した。
 陸林勲君現格法の二部を改正する法
 律案 河野謙三君外三名提出
 一、昨二十七日参議院送付の次の内閣
 提出案を参議院に同付した。
 保険業法の一部を改正する法律案
 船主相互保険組合法の一部を改正す
 る法律案
 一、昨二十七日参議院送付の次の内閣
 提出案を可決した旨参議院に通知し
 た。
 外国保険事業者に関する法律の一部
 を改正する法律案
 衆議院會議録第三十八号中正誤

定價一部六圓五十錢

免 行 所
東京新報社
電話九段五三一
振替東京一九〇〇〇
印刷 官 庁